

令和 7 年度第 3 回朝霞市地域公共交通協議会

次 第

開催日時：令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分～

場 所：産業文化センター 2 階
研修室兼集会室

1 開会

2 議題

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 西武バス(株)路線バス「朝 2 4 系統」について | 〔資料 1〕 |
| (2) 市内循環バス「内間木線」について | 〔資料 2〕 |
| (3) 運賃部会の設置について | 〔資料 3〕 |
| (4) 福祉部会での検討状況について | 〔資料 4〕 |
| (5) 第 2 次地域公共交通計画の策定状況について | |

3 その他

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 公共交通空白地区における取組状況について | 〔資料 5〕 |
| (2) 市内循環バス等の利用状況について | 〔資料 6〕 |

4 閉会

西武バス(株)路線バス「朝24系統」について

◆ 主旨

西武バス株式会社より、令和7年度から土休日の運行を取り止めた路線バス「朝24系統」の令和8年度の廃止予定についての文書が提出された。(令和7年4月2日付け)

◆ 経緯

- ・令和7年 4月2日 西武バスら市へ路線廃止予定の報告
- ・令和7年 4月11日 市から西武バスへ運行継続についての要望
- ・令和7年 7月28日 西武バスから市へ令和8年3月をもって廃止する旨の回答

◆ 代替対応案

- ・市内循環バス「膝折・溝沼線」のルート変更により対応
- ・新たなバス停の設置は行わない
- ・運行本数、ダイヤについては西武バスと協議中

◆ 周知方法

- ・運行が変更となるバス停への掲示
- ・自治会、町内会への情報提供
- ・沿線のマンションへの情報提供

◆ 今後のスケジュール

時期	11月	1月	2月	4月
実施 内容	■地域公共交通協議会	■地域公共交通協議会 ■運賃部会	■関東運輸局届出 ■市広報、HP・SNS、 関係施設への周知 開始	■朝24系統廃止 ■膝折・溝沼線 新ルートでの運行開始

運行ルート案（膝折・溝沼線）



道路運送法の法体系について

区 分	種 類	種 別	運行の態様別	代表的な運行形態	
旅客自動車運送事業 (法2条)	一般旅客自動車運送事業 (法3条)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法4条)	路線定期運行 (則3条の3)	・ 路線バス ・ 高速バス ・ コミュニティバス	
			路線不定期運行 (則3条の3)	・ コミュニティバス（デマンド型） ・ 空港アクセス型バス ・ 観光需要対応型バス	
			区域運行 (則3条の3)		
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法4条)	・ 貸切バス		
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法4条)	・ タクシー ・ 介護タクシー		
	特定旅客自動車運送事業 (法43条)			・ 従業員等の送迎バス	
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法21条)				・ 自治体の要請による実証運行 ・ イベント送迎シャトルバス ・ 鉄道代行バス	
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法78条)	自家用有償旅客運送 (法79条) (法78条第2号)	交通空白地有償運送 (則51条)	・ コミュニティバス		
		福祉有償運送 (則51条)	・ 介護タクシー		
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (公共の福祉を確保するためやむを得ない場合) (法78条第3号)			・ 通学通園バス ・ 区域運行ぶら下がりnew! ・ 自家用車活用事業new!	
	災害のため緊急を要するときに行う運送 (法78条第1号)				

わくわく号(内間木線)の一般乗合旅客自動車運送事業に 係る移動円滑化基準適用除外申請について

令和7年11月14日

昭和交通株式会社



飛鳥交通グループ
ASKA TRAFFIC GROUP

1	移動円滑化基準適用除外とは……………	2ページ
2	移動円滑化基準適用除外申請理由……………	3ページ
3	移動円滑化基準適用除外申請車両……………	4ページ
4	狭隘道路における主な運行箇所……………	5ページ
5	移動円滑化基準適用認定除外申請に関する条項及び内容……………	6ページ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「**バリアフリー法**」という。）では、車両の新規導入の際には公共交通移動等円滑化基準（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「**移動円滑化基準**」という。）に適合した**車両（車いす対応等）**の導入を義務付けている。

しかし、**道路や地形上の問題等により**、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合、**乗車定員が23人乗り以下かつ車両総重量5トン以下の自動車**については、地方運輸局に申請し認定を受けることで、**移動円滑化基準の一部が適用除外**となる。

朝霞市内循環バス「わくわく号」(内間木線)の一般乗合旅客自動車運送事業については、交通空白地帯を含む居住地から周辺の生活利便施設等への生活交通としての運行を予定しており、一部の路線においては小型車両でなければ運行ができない狭隘道路を走行するため、小型車両の導入が必要となっている。

このため、導入予定である小型車両に関し、狭隘道路における運行の安全性及び乗車定員の確保等を図るため、移動円滑化基準第43条の規定に基づく適用除外認定を申請するものである。

3 移動円滑化基準適用除外申請車両

- (1)車両名称 トヨタ ハイエース
(2)車両型式 CBA-TRH224W
(3)車両台数 ①常用車両:1台 ②予備車両:1台
(4)車両仕様

	①常用車	②予備車
定員	10名(乗務員含む)	10名(乗務員含む)
総重量	2,600kg	2,600kg
全長／全幅／全高	538cm／188cm／228cm	538cm／188cm／228cm
備考	車いす非対応 乗降用ステップ設置済み	車いす非対応 乗降用ステップ設置済み

4 狭隘道路における主な運行箇所

①U21丸沼～U22内間木苑～U23内間木公園



②U16重瀬～U17中通～U18後通り



5 移動円滑化基準適用認定除外申請に関する条項及び内容

①常用車両および②予備車両

条項	基準	装備	影響等
第37条第2項第2号 (乗降口スロープ)	要設置	非設置	・運行時において乗車を希望する車いす利用者等がいた場合、一般乗用旅客自動車運送事業者による振替輸送等の措置を講じることとする。
第39条第1号 (車いす用手すり)			・車いす用手すり・車いすスペースを設置する場合、1座席撤去する必要が生じ乗車定数が減少するため、旅客の利用に支障を来す恐れがある。また、安全面においては、車両内の座席等他に掴むものがあるため、それを設置しなくとも支障はない。
第39条第7号 (車いすスペース)			・予備車について、常用車が車検等により運行できない場合に一時的に利用するものである。
第40条 (通路幅・手すり)			・常用・予備車両ともに乗降用ステップを設置している。
第41条 (運行情報提供装備)			・小型車両のため、乗務員の案内等はマイク等を設置しなくとも肉声によるもので十分対応が可能である。



ASKA TRAFFIC GROUP

福祉部会での検討状況について

◆ 概要

移動困難者への支援として、都市建設部と福祉部の連携を具体的に進め、第2次公共交通計画に施策を位置付けるため、福祉部会を設置することについて、令和7年第1回地域公共交通協議会で承認いただいたことから、検討を開始。

《部会の構成委員》

所属	委員
朝霞市福祉部	並木 智彦
朝霞市社会福祉協議会	渡辺 淳史
朝霞市シニアクラブ連合会	大橋 健一
朝霞市道路整備課	深澤 朋和
事務局	朝霞市都市建設部まちづくり推進課

参考人として出席

朝霞市福祉部ワーキンググループ、朝霞・志木地区タクシー協議会

◆ 検討状況

開催日	項目	概要
R7.7.28	第1回福祉部会	・対策案の比較検討を比較検討し、デマンド交通（タクシー補助）について具体的な検討を開始することを決定
R7.8.7	第2回福祉部会	・バス事業者及び専門家へのヒアリング結果について報告 ・担い手及び予算の確保について確認 担い手→朝霞志木地区タクシー協議会による協力 予算 →IC カードへのチャージ料を活用
R7.10.17	第3回福祉部会	・先進自治体及び専門家等へのヒアリング結果について報告 ・制度設計案について承認

◆ 公共交通と福祉のすみ分け

専門家にもご意見をいただきながら、玄関の外に自力で出られる方は公共交通、玄関の中まで介助が必要な方は福祉として整理

☞デマンド交通（タクシー補助）は第2次地域公共交通計画に位置付けの上、公共交通の施策として実施

※福祉部との連携は引き続き実施

福祉部会での検討状況について

◆ 概要

移動困難者への支援として、都市建設部と福祉部の連携を具体的に進め、第2次公共交通計画に施策を位置付けるため、福祉部会を設置することについて、令和7年第1回地域公共交通協議会で承認いただいたことから、検討を開始。

《部会の構成委員》

所属	委員
朝霞市福祉部	並木 智彦
朝霞市社会福祉協議会	渡辺 淳史
朝霞市シニアクラブ連合会	大橋 健一
朝霞市道路整備課	深澤 朋和
事務局	朝霞市都市建設部まちづくり推進課

参考人として出席

朝霞市福祉部ワーキンググループ、朝霞・志木地区タクシー協議会

◆ 検討状況

開催日	項目	概要
R7.7.28	第1回福祉部会	・対策案の比較検討を比較検討し、デマンド交通（タクシー補助）について具体的な検討を開始することを決定
R7.8.7	第2回福祉部会	・バス事業者及び専門家へのヒアリング結果について報告 ・担い手及び予算の確保について確認 担い手→朝霞志木地区タクシー協議会による協力 予算 →IC カードへのチャージ料を活用
R7.10.17	第3回福祉部会	・先進自治体及び専門家等へのヒアリング結果について報告 ・制度設計案について承認

◆ 公共交通と福祉のすみ分け

専門家にもご意見をいただきながら、玄関の外に自力で出られる方は公共交通、玄関の中まで介助が必要な方は福祉として整理

☞デマンド交通（タクシー補助）は第2次地域公共交通計画に位置付けの上、公共交通の施策として実施

※福祉部との連携は引き続き実施

朝霞市地域公共交通協議会 福祉部会

次 第

開催日時：令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）

1 0 時 0 0 分～

場 所：朝霞市役所 5 階
大会議室（手前）

1 開会

2 報告事項

（１）先進自治体及び専門家等へのヒアリング結果について

〔資料 1、2〕

3 議題

（１）デマンド交通（タクシー補助）制度設計案について 〔資料 3〕

4 閉会

先進自治体へのヒアリング結果について

本市におけるデマンド交通（タクシー補助）の制度設計を具体的に検討するにあたり、先進自治体へヒアリングを実施した。

- ①令和 7 年 9 月 19 日（金）鴻巣市自治振興課 防犯・交通担当
- ②令和 7 年 9 月 29 日（月）富士見市都市計画課 計画・交通グループ

1 両市の制度設計

	対象者	上限回数	利用料金
鴻巣市	高齢者（70 歳以上）、障害者、要介護者等認定者、妊婦、未就学児	月 8 回（年 96 回）	タクシー料金 2,000 円未満：700 円 2,000 円以上 3,000 円未満：1,200 円 3,000 円以上 4,000 円未満：1,700 円 4,000 円以上 5,000 円未満：2,200 円 5,000 円以上：3,000 円
富士見市		年 12 回	タクシー料金の半額 （上限 600 円）

2 利用方法

- ・事前に申請を行い、利用登録証の交付を受ける
- ・利用する直前にタクシー会社に電話する
- ・デマンド交通（タクシー補助）を利用したいこと、利用者の氏名、どこからどこへ行きたいかを伝える
- ・乗車時に利用登録証を提示する
- ・降車時、タクシー補助額値引き後の乗車料金を支払う

≪富士見市の例 補助額：タクシー料金の半額（上限 600 円）≫

迎車料金 + 初乗り運賃 + 加算運賃 = タクシー料金 ⇒ 市補助額
 (500 円) (500 円) (500 円) (1,500 円) (600 円)

※タクシー料金から市補助額を差し引いた金額（900 円）が利用者負担となる

3 運用方法

- ・実績に応じてタクシー会社から市に請求
- ・上限回数はシステムで管理

4 利用実態

- ・どちらの自治体も利用の大半は高齢者となっている。
- ・富士見市では上限回数の 12 回まで利用している方は利用者のうち 10 % 台にとどまっている。
- ・鴻巣市の実証実験の際には利用回数の上限は設けていなかったものの、1 人当りの平均利用回数は 12 回程度であった。

地域包括支援センター及び専門家へのヒアリング結果について

年齢要件(対象年齢)について、市内地域包括支援センターと高齢者福祉の専門家へのヒアリングを実施した。

1 地域包括支援センターへのヒアリング

市内地域包括支援センター(朝霞市内6圏域全て)へ「デマンド交通サービスの対象者検討に関する意見」について照会し、以下のようなご意見をいただいた。

対象年齢	主な意見
75 歳以上とする意見	・介護認定申請が増加する年齢である。 ・後期高齢者医療制度に合わせる。 ・デマンド交通の希望が大幅に増える可能性があるライン。
70 歳以上とする意見	後期高齢者になる前のライン。 ・高齢者講習が義務化される年齢である。 ・65～69 歳はまだ現役世代が多い。
65 歳以上とする意見	・制度の条件がわかりやすくなる。 ・市や地域包括支援センターと関わりのない高齢者を想定するなら65歳以上でいいのではないか。

<結論の方向性>

- ・多くの意見で 70 歳以上または 75 歳以上を妥当なラインとされた。
- ・75 歳以上を基本としつつ、70 歳以上まで広げるかどうかが主要な論点。
- ・65 歳以上は若く現役世代も多いため、対象とすることに慎重な意見が多い。

2 高齢者福祉の専門家へのヒアリング

- ・75歳以上とすることについては、妥当と思われる。
- ・65歳以上とすることについては、対象が広がりすぎているのではないか。
- ・QOL(生活の質)は人によって異なり、個別性が高いことから、実務的に判断することは難しいと思われる。
- ・玄関の外に自力で出られる方は公共交通、玄関の中まで介助が必要な方は福祉とする区別の考え方もあり得る。

デマンド交通（タクシー補助）制度設計案について

1 対象者

- ・ 75歳以上の高齢者
- ・ 要支援・要介護認定を受けている方
- ・ 妊産婦（出産後1年未満）
- ・ 運転免許自主返納者

2 利用回数

- ・ 定期的な外出支援につながることを念頭に、上限回数を月4回＝年48とする。
- ・ 買い物の場合、行きはバス、荷物が増える帰りはタクシーを使うなど、個々の状況に応じて公共交通を使い分けていただくことを想定する。

3 補助額

- ・ 利用料金の半額、上限額を700円とする。

＜例 補助額が700円となる場合＞

迎車料金	+	初乗り運賃	+	加算運賃	=	タクシー料金	⇒	市補助額
(500円)		(500円)		(500円)		(1,500円)		(700円)

※タクシー料金から市補助額を差し引いた金額（800円）が利用者負担となる

4 実証実験期間（予定）

- ・ 令和8年7月～令和9年3月（9か月）
※次年度以降については利用状況を見て改めて検討
- ・ 午前8時30分から午後5時まで

5 予算積算

対象想定人数 × 登録率 × 利用率
19,000人 × 20% × 50% = 1,900人

①タクシー会社への補助金 18,810千円

対象人数 利用回数／年 単価／件

1,900人 × 15回 × 660円 = 18,810,000円

②システム利用料 1,606千円

合計（①+②） 20,416千円

※予算については高齢者バス・鉄道共通カード給付事業、運転免許自主返納啓発事業の見直しにより財源を確保する。

6 利用方法

- ・ 事前に申請を行い、利用登録証の交付を受ける
- ・ 利用する直前にタクシー会社に電話する
- ・ デマンド交通（タクシー補助）を利用したいこと、利用者の氏名、どこからどこへ行きたいかを伝える
- ・ 乗車時に利用登録証を提示する
- ・ 降車時、タクシー補助額値引き後の乗車料金を支払う

7 運用方法

- ・ 実績に応じてタクシー会社から市に請求
- ・ 上限回数はシステムで管理

積算根拠

登録率	⇒富士見市の令和6年度登録実績（17.1%）参照
利用率	⇒鴻巣市の平成30年度実証運行実績（53.8%）参照
利用回数	⇒鴻巣市の平成30年度実証運行実績（12.5回）＋割増 ※実証運行当時は回数の上限なし
補助単価	⇒富士見の令和6年度補助単価実績（563円）に引き上げ率反映 ※令和8年度より補助上限を600円から700円に引き上げ予定

ねぎし号運行実績

令和6年12月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
12/3	火	27	24	4,600	0.89
12/5	木	27	13	2,200	0.48
12/7	土	27	29	5,800	1.07
12/10	火	27	24	3,800	0.89
12/12	木	27	15	2,500	0.56
12/14	土	27	22	4,000	0.81
12/17	火	27	18	3,000	0.67
12/19	木	27	24	2,800	0.89
12/21	土	27	18	2,500	0.67
12/24	火	27	27	4,800	1.00
12/26	木	27	22	3,600	0.81
12/28	土	27	23	3,800	0.85
		324	259	43,400	0.80

令和7年1月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
1/4	土	27	13	2,200	0.48
1/7	火	27	26	4,800	0.96
1/9	木	27	22	3,600	0.81
1/11	土	27	24	3,900	0.89
1/14	火	27	25	4,200	0.93
1/16	木	27	14	1,600	0.52
1/18	土	27	29	3,800	1.07
1/21	火	27	19	3,200	0.70
1/23	木	27	10	2,000	0.37
1/25	土	27	17	2,800	0.63
1/28	火	27	20	2,600	0.74
1/30	木	27	21	3,300	0.78
		324	240	38,000	0.74

令和7年2月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
2/1	土	27	22	2,600	0.81
2/4	火	27	19	2,800	0.70
2/6	木	27	27	3,700	1.00
2/8	土	27	18	2,600	0.67
2/11	火	27	17	3,000	0.63
2/13	木	27	16	3,000	0.59
2/15	土	27	19	2,600	0.70
2/17	火	27	21	3,000	0.78
2/20	木	27	26	4,100	0.96
2/22	土	27	17	2,400	0.63
2/25	火	27	21	2,800	0.78
2/27	木	27	13	2,600	0.48
		324	236	35,200	0.73

令和7年3月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
3/1	土	27	17	2,500	0.63
3/4	火	27	21	1,800	0.78
3/6	木	27	20	2,800	0.74
3/8	土	27	38	4,800	1.41
3/11	火	27	25	4,800	0.93
3/13	木	27	26	4,000	0.96
3/15	土	27	12	2,300	0.44
3/18	火	27	21	3,000	0.78
3/20	木	27	15	2,400	0.56
3/22	土	27	25	3,000	0.93
3/25	火	27	25	4,300	0.93
3/27	木	27	20	3,400	0.74
3/29	土	27	27	5,200	1.00
		351	292	44,300	0.83

令和7年4月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
4/1	火	27	25	4,400	0.93
4/3	木	27	34	5,000	1.26
4/5	土	27	25	4,000	0.93
4/8	火	27	27	4,800	1.00
4/10	木	27	23	4,000	0.85
4/12	土	27	25	4,400	0.93
4/15	火	27	24	4,600	0.89
4/17	木	27	28	4,600	1.04
4/19	土	27	18	2,900	0.67
4/22	火	27	25	3,800	0.93
4/24	木	27	25	4,400	0.93
4/26	土	27	29	4,800	1.07
4/29	火	27	15	2,600	0.56
		351	323	54,300	0.92

令和7年5月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
5/1	木	27	22	2,800	0.81
5/3	土	27	19	3,300	0.70
5/6	火	27	23	3,200	0.85
5/8	木	27	25	4,000	0.93
5/10	土	27	18	3,300	0.67
5/13	火	27	33	5,200	1.22
5/15	木	27	31	5,000	1.15
5/17	土	27	26	3,900	0.96
5/20	火	27	30	5,600	1.11
5/22	木	27	18	2,700	0.67
5/24	土	27	6	1,200	0.22
5/27	火	27	20	3,600	0.74
5/29	木	27	31	5,400	1.15
5/31	土	27	21	3,300	0.78
		378	323	52,500	0.85

令和7年6月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
6/3	火	27	19	2,800	0.70
6/5	木	27	22	3,300	0.81
6/7	土	27	19	3,000	0.70
6/10	火	27	25	5,000	0.93
6/12	木	27	29	4,600	1.07
6/14	土	27	27	4,900	1.00
6/17	火	27	21	3,600	0.78
6/19	木	27	23	3,900	0.85
6/21	土	27	27	4,200	1.00
6/24	火	27	26	5,000	0.96
6/26	木	27	17	3,100	0.63
6/28	土	27	21	2,700	0.78
		324	276	46,100	0.85

令和7年7月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
7/1	火	27	29	5,000	1.07
7/3	木	27	20	3,000	0.74
7/5	土	27	16	2,800	0.59
7/8	火	27	25	4,200	0.93
7/10	木	27	24	3,900	0.89
7/12	土	27	23	3,300	0.85
7/15	火	27	21	3,500	0.78
7/17	木	27	31	4,300	1.15
7/19	土	27	27	5,300	1.00
7/22	火	27	21	3,300	0.78
7/24	木	27	18	3,600	0.67
7/26	土	27	36	4,800	1.33
7/29	火	27	16	2,700	0.59
7/31	木	27	29	4,500	1.07
		378	336	54,200	0.89

令和7年8月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
8/2	土	27	25	4,800	0.93
8/5	火	27	36	5,600	1.33
8/7	木	27	21	4,200	0.78
8/9	土	27	23	3,100	0.85
8/12	火	27	27	4,800	1.00
8/14	木	27	21	3,500	0.78
8/16	土	27	26	3,200	0.96
8/19	火	27	30	4,400	1.11
8/21	木	27	25	4,800	0.93
8/23	土	27	34	5,000	1.26
8/26	火	27	34	5,600	1.26
8/28	木	27	29	4,600	1.07
8/30	土	27	28	3,400	1.04
		351	359	57,000	1.02

令和7年9月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
9/2	火	27	38	6,600	1.41
9/4	木	27	33	5,200	1.22
9/6	土	27	25	4,200	0.93
9/9	火	27	35	5,800	1.30
9/11	木	27	25	4,200	0.93
9/13	土	27	27	4,400	1.00
9/16	火	27	26	3,200	0.96
9/18	木	27	19	3,200	0.70
9/20	土	27	22	3,100	0.81
9/23	火	27	17	3,000	0.63
9/25	木	27	30	4,900	1.11
9/27	土	27	19	2,800	0.70
9/30	火	27	23	3,500	0.85
		351	339	54,100	0.97

令和7年10月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
</					

令和7年11月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数

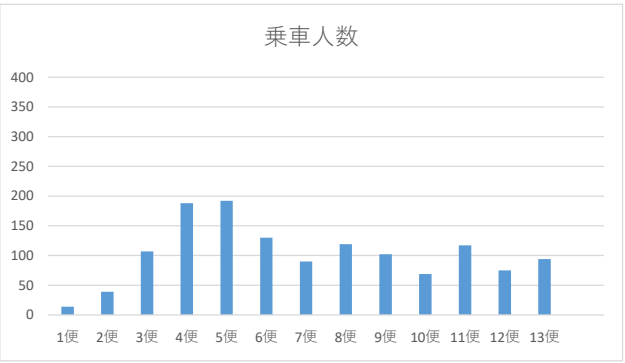
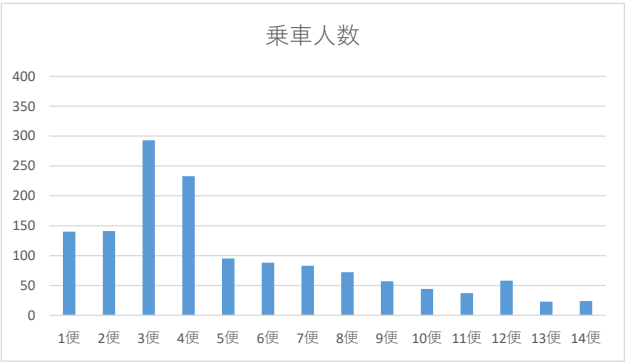
資料5

合計便数	3456
合計乗車数	2983
1便あたり平均	0.86

便毎の乗車人数 ねぎし号

令和7年1～9月分

朝霞駅東口行き			コートエスペランサ前行き		
便	出発時間	乗車人数	便	出発時間	乗車人数
1便	8:30	140	1便	9:00	14
2便	9:15	141	2便	9:45	39
3便	10:00	293	3便	10:30	107
4便	10:45	233	4便	11:15	188
5便	11:30	95	5便	12:00	192
6便	12:15	88	6便	13:40	130
7便	13:55	83	7便	14:25	90
8便	14:40	72	8便	15:10	119
9便	15:25	57	9便	15:55	102
10便	16:10	44	10便	16:40	69
11便	16:55	37	11便	17:25	117
12便	17:40	58	12便	18:10	75
13便	18:25	23	13便	18:55	94
14便	19:10	24			



ねぎし号停留所別乗降者数

令和6年12～令和7年9月分

朝霞駅東口行き

	乗車・降車	ね10	ね09	ね08	ね07	ね06	ね05	ね04	ね03	ね02	ね01	合計
		コートエスペランサ前	東かすみ台町内会館	東かすみ台児童遊園地	水久保公園	雪印メグミルク朝霞中央販売店北	東朝霞公民館	ウエルシア薬局朝霞根岸台店前	まぼり	西友朝霞根岸店西	朝霞駅東口	
合計	乗車	459	255	413	306	37	33	22	7	4	0	1536
合計	降車	0	0	1	0	16	24	23	0	114	1358	1536

コートエスペランサ前行き

		ね01	ね02	ね03	ね04	ね05	ね06	ね07	ね08	ね09	ね10	
	乗車・降車	朝霞駅東口	西友朝霞根岸店西	まぼり	ウエルシア薬局朝霞根岸台店前	東朝霞公民館	雪印メグミルク朝霞中央販売店北	水久保公園	東かすみ台児童遊園地	東かすみ台町内会館	コートエスペランサ前	合計
合計	乗車	1237	157	2	29	12	5	2	3	0	0	1447
合計	降車	0	5	41	22	49	61	306	319	204	440	1447

令和6年12月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
12/2	月	18	19	2,500	1.06
12/4	水	18	28	4,900	1.56
12/6	金	18	39	6,200	2.17
12/9	月	18	33	5,100	1.83
12/11	水	18	21	3,600	1.17
12/13	金	18	42	6,900	2.33
12/16	月	18	31	5,200	1.72
12/18	水	18	41	7,200	2.28
12/20	金	18	39	6,600	2.17
12/23	月	18	26	3,600	1.44
12/25	水	18	21	3,700	1.17
12/27	金	18	19	3,200	1.06
		216	359	58,700	1.66

令和7年1月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
1/6	月	18	36	5,300	2.00
1/8	水	18	31	4,200	1.72
1/10	金	18	30	5,200	1.67
1/13	月	18	20	3,100	1.11
1/15	水	18	35	5,800	1.94
1/17	金	18	29	5,000	1.61
1/20	月	18	20	3,400	1.11
1/22	水	18	35	5,600	1.94
1/24	金	18	30	5,000	1.67
1/27	月	18	32	5,700	1.78
1/29	水	18	31	5,300	1.72
1/31	金	18	42	7,000	2.33
		216	371	60,600	1.72

令和7年2月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
2/3	月	18	42	7,400	2.33
2/5	水	18	29	4,500	1.61
2/7	金	18	27	3,700	1.50
2/10	月	18	33	4,700	1.83
2/12	水	18	33	4,600	1.83
2/14	金	18	44	7,400	2.44
2/17	月	18	29	3,900	1.61
2/19	水	18	33	4,600	1.83
2/21	金	18	31	5,500	1.72
2/24	月	18	22	3,800	1.22
2/26	水	18	30	4,100	1.67
2/28	金	18	39	5,800	2.17
		216	392	60,000	1.81

令和7年3月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
3/3	月	18	36	6,200	2.00
3/5	水	18	40	5,500	2.22
3/7	金	18	34	5,700	1.89
3/10	月	18	20	3,800	1.11
3/12	水	18	36	6,400	2.00
3/14	金	18	37	6,400	2.06
3/17	月	18	30	5,100	1.67
3/19	水	18	33	5,900	1.83
3/21	金	18	21	3,700	1.17
3/24	月	18	35	5,100	1.94
3/26	水	18	32	5,300	1.78
3/28	金	18	42	6,400	2.33
3/31	月	18	29	4,700	1.61
		234	425	70,200	1.82

令和7年4月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
4/2	水	18	40	6,700	2.22
4/4	金	18	45	7,900	2.50
4/7	月	18	35	6,200	1.94
4/9	水	18	36	4,700	2.00
4/11	金	18	32	5,200	1.78
4/14	月	18	32	5,000	1.78
4/16	水	18	32	6,200	1.78
4/18	金	18	34	5,900	1.89
4/21	月	18	48	8,000	2.67
4/23	水	18	39	6,800	2.17
4/25	金	18	39	6,600	2.17
4/28	月	18	38	5,500	2.11
4/30	水	18	35	6,000	1.94
		234	485	80,700	2.07

令和7年5月分

日付		通 行 便 数	乗 車 人 数	運送収入	1便当たりの乗車人数
5/2	金	18	51	9,800	2.83
5/5	月	18	19	2,600	1.06
5/7	水	18	29	4,400	1.61
5/9	金	18	32	4,800	1.78
5/12	月	18	23	4,000	1.28
5/14	水	18	28	4,300	1.56
5/16	金	18	38	6,800	2.11
5/19	月	18	28	3,900	1.56
5/21	水	18	29	4,900	1.61
5/23	金	18	39	6,400	2.17
5/26	月	18	30	4,200	1.67
5/28	水	18	30	4,800	1.67
5/30	金	18	40	7,200	2.22
		234	416	68,100	1.78

令和7年6月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
6/2	月	18	26	4,200	1.44
6/4	水	18	35	4,400	1.94
6/6	金	18	38	5,800	2.11
6/9	月	18	32	4,800	1.78
6/11	水	18	34	5,100	1.89
6/13	金	18	36	4,800	2.00
6/16	月	18	29	4,600	1.61
6/18	水	18	45	6,800	2.50
6/20	金	18	31	5,200	1.72
6/23	月	18	36	6,400	2.00
6/25	水	18	45	7,600	2.50
6/27	金	18	60	9,100	3.33
6/30	月	18	47	7,800	2.61
		234	494	76,600	2.11

令和7年7月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
7/2	水	18	52	7,400	2.89
7/4	金	18	51	8,000	2.83
7/7	月	18	47	6,800	2.61
7/9	水	18	40	6,300	2.22
7/11	金	18	46	7,800	2.56
7/14	月	18	44	6,800	2.44
7/16	水	18	46	8,300	2.56
7/18	金	18	34	5,400	1.89
7/21	月	18	17	3,100	0.94
7/23	水	18	59	7,100	3.28
7/25	金	18	22	4,200	1.22
7/28	月	18	54	9,300	3.00
7/30	水	18	49	7,200	2.72
		234	561	87,700	2.40

令和7年8月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
8/1	金	18	43	6,900	2.39
8/4	月	18	52	7,900	2.89
8/6	水	18	51	7,800	2.83
8/8	金	18	55	9,000	3.06
8/11	月	18	32	5,600	1.78
8/13	水	18	36	6,400	2.00
8/15	金	18	50	8,600	2.78
8/18	月	18	61	10,700	3.39
8/20	水	18	38	6,000	2.11
8/22	金	18	54	9,100	3.00
8/25	月	18	47	8,300	2.61
8/27	水	18	60	8,900	3.33
8/29	金	19	39	7,000	2.05
		235	618	102,200	2.63

令和7年9月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
9/1	月	18	34	4,500	1.89
9/3	水	18	54	8,300	3.00
9/5	金	18	52	9,600	2.89
9/8	月	18	38	5,800	2.11
9/10	水	18	60	9,800	3.33
9/12	金	18	47	8,000	2.61
9/15	月	18	22	3,200	1.22
9/17	水	18	49	8,400	2.72
9/19	金	18	45	7,700	2.50
9/22	月	18	40	7,800	2.22
9/24	水	18	54	8,200	3.00
9/26	金	18	31	5,600	1.72
9/29	月	18	34	6,400	1.89
		234	560	93,300	2.39

令和7年10月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの 乗車人数
		0	0	0	#####

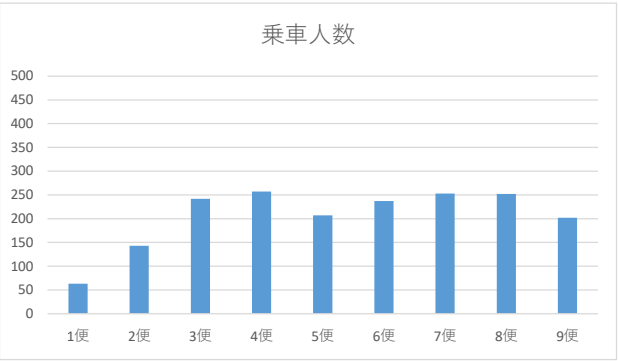
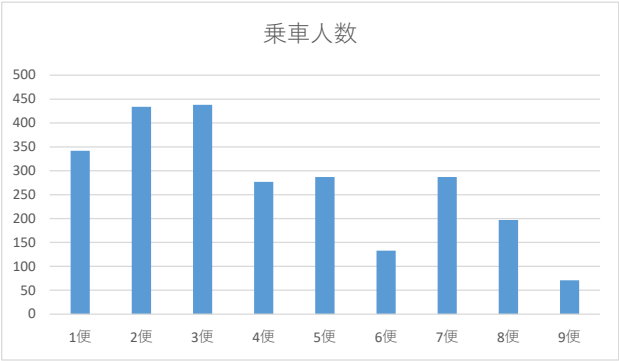
令和7年11月分

日付		運行 便数	乗車 人数	運送収入	1便当たりの乗車人数

合計便数	2287
合計乗車数	4681
1便あたり平均	
	2.05

ひざおり号 便毎の乗車人数
令和7年 1～9月

北朝霞駅前行き			西朝霞公民館南行き		
便	出発時間	乗車人数	便	出発時間	乗車人数
1便	8:30	342	1便	8:56	63
2便	9:40	434	2便	10:06	143
3便	10:50	438	3便	11:16	242
4便	12:00	277	4便	12:26	257
5便	14:00	287	5便	14:26	207
6便	15:10	133	6便	15:36	237
7便	16:20	287	7便	16:46	253
8便	17:30	197	8便	17:56	252
9便	18:40	71	9便	19:06	202



ひざおり号 停留所別乗降者数

令和6年12～令和7年9月分

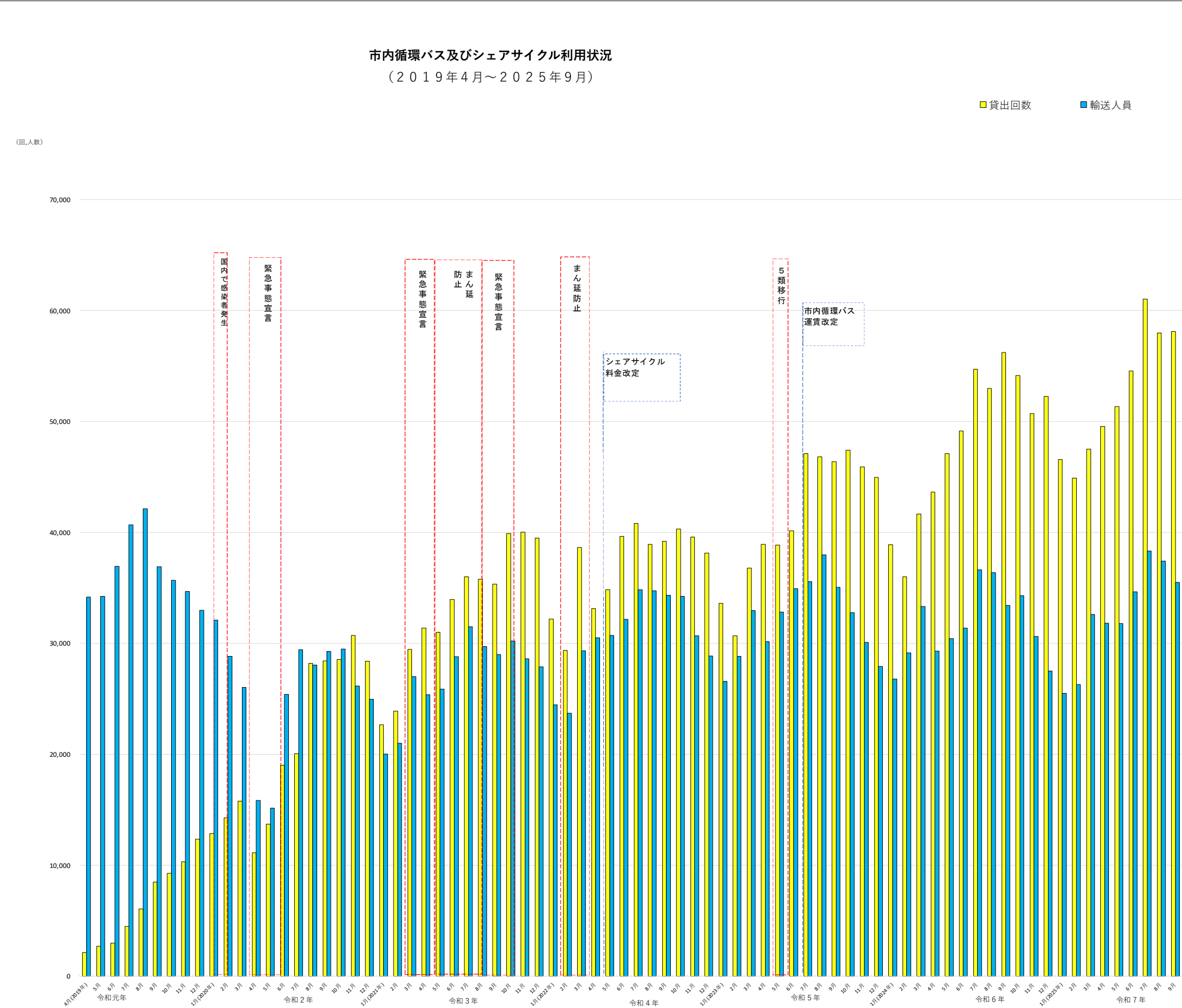
北朝霞駅前行き

乗車・降車	ひ19	ひ18	ひ17	ひ16	ひ15	ひ14	ひ13	ひ12	ひ11	ひ10	ひ09	ひ08	ひ07	ひ06	ひ05	ひ04	ひ03	ひ02	ひ01	合計
	西朝霞公民館南	クラブルーム朝霞店前	一乗院閻魔堂	セントアイ流通	第一小学校	第一小学校	北浦	原畑	クモリニグバ	マルエツ朝霞	堰ノ上児童	後根	溝沼氷川神社	溝沼七丁目	ヤオコー朝霞	医療センタ	朝霞市斎場	産業文化入口	北朝霞駅前	
乗車	666	86	98	284	260	73	96	94	303	209	147	157	65	20	63	46	3	1	0	2671
降車	0	0	0	0	1	1	0	2	19	37	2	19	11	7	54	275	10	67	2166	2671

西朝霞公民館南行き

乗車・降車	ひ01	ひ02	ひ03	ひ04	ひ05	ひ06	ひ07	ひ08	ひ09	ひ10	ひ11	ひ12	ひ13	ひ14	ひ15	ひ16	ひ17	ひ18	ひ19	合計
	北朝霞駅前	産業文化入口	朝霞市斎場	医療センタ	ヤオコー朝霞	溝沼七丁目	溝沼氷川神社	後根	堰ノ上児童	マルエツ朝霞	クモリニグバ	原畑	北浦	第一小学校	第一小学校	セントアイ流通	一乗院閻魔堂	クラブルーム朝霞店前	西朝霞公民館南	
乗車	1651	27	2	155	90	9	11	16	5	38	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2010
降車	0	0	5	59	50	35	54	107	117	327	155	56	82	68	204	205	67	185	234	2010

月	シェアサイクル			市内循環バス	
	貸出回数	返却回数	前年同月比 (貸出回数)	輸送人員	前年同月比
4月(2019年)	2133	2117	—	34157	—
5月	2718	2747	—	34232	—
6月	2986	2917	—	36933	—
7月	4494	4548	—	40675	—
8月	6062	6118	—	42127	—
9月	8497	8478	—	36918	—
10月	9275	9301	—	35667	—
11月	10328	10544	—	34673	—
12月	12354	12310	—	32967	—
1月(2020年)	12850	12827	—	32091	—
2月	14281	14309	—	28814	—
3月	15772	15691	—	26032	—
4月	11134	11155	522.0%	15853	46.4%
5月	13693	13717	503.8%	15165	44.3%
6月	19027	19046	637.2%	25388	68.7%
7月	20068	20064	446.6%	29438	72.4%
8月	28199	28121	465.2%	28025	66.5%
9月	28428	28296	334.6%	29263	79.3%
10月	28536	28281	307.7%	29490	82.7%
11月	30728	30614	297.5%	26145	75.4%
12月	28372	28225	229.7%	24959	75.7%
1月(2021年)	22663	22524	176.4%	20031	62.4%
2月	23894	23721	167.3%	21019	72.9%
3月	29455	29146	186.8%	26998	103.7%
4月	31362	31053	281.7%	25369	160.0%
5月	30990	30701	226.3%	25881	170.7%
6月	33962	33954	178.5%	28810	113.5%
7月	36005	35833	179.4%	31510	107.0%
8月	35790	35590	126.9%	29716	106.0%
9月	35329	34941	124.3%	28980	99.0%
10月	39883	39345	139.8%	30223	102.5%
11月	40015	39933	130.2%	28623	109.5%
12月	39472	39192	139.1%	27878	111.7%
1月(2022年)	32199	32087	142.1%	24475	122.2%
2月	29382	29212	123.0%	23711	112.8%
3月	38637	38624	131.2%	29317	108.6%
4月	33123	32909	105.6%	30498	120.2%
5月	34836	34630	112.4%	30716	118.7%
6月	39651	39562	116.8%	32161	111.6%
7月	40796	40833	113.3%	34824	110.5%
8月	38912	38826	108.7%	34729	116.9%
9月	39205	39218	111.0%	34320	118.4%
10月	40317	40203	101.1%	34226	113.2%
11月	39582	39368	98.9%	30675	107.2%
12月	38131	37991	96.6%	28850	103.5%
1月(2023年)	33612	33561	104.4%	26553	108.5%
2月	30692	30489	104.5%	28819	121.5%
3月	36786	36680	95.2%	32936	112.3%
4月	38918	38651	117.5%	30151	98.9%
5月	38857	38558	111.5%	32834	106.9%
6月	40133	39832	101.2%	34918	108.6%
7月	47102	47102	115.5%	35569	102.1%
8月	46809	46831	120.3%	37965	109.3%
9月	46358	46429	118.2%	35051	102.1%
10月	47391	47561	117.5%	32749	95.7%
11月	45907	45952	116.0%	30100	98.1%
12月	44944	44923	117.9%	27911	96.7%
1月(2024年)	38899	38756	115.7%	26801	100.9%
2月	35980	35949	117.2%	29137	101.1%
3月	41651	41696	113.2%	33334	101.2%
4月	43646	43740	112.1%	29291	97.1%
5月	47099	47207	121.2%	30440	92.7%
6月	49134	49293	122.4%	31378	89.9%
7月	54705	54863	116.1%	36636	103.0%
8月	52973	53200	113.2%	36367	95.8%
9月	56202	56232	121.2%	33412	95.3%
10月	54144	54065	114.2%	34287	104.7%
11月	50712	50561	110.5%	30624	101.7%
12月	52255	52010	116.3%	27496	98.5%
1月(2025年)	46550	46562	119.7%	25494	95.1%
2月	44878	44779	124.7%	26274	90.2%
3月	47508	47502	114.1%	32600	97.8%
4月	49555	49450	113.5%	31822	108.6%
5月	51343	51321	109.0%	31786	104.4%
6月	54541	54607	111.0%	34641	110.4%
7月	61031	54073	111.6%	38330	104.6%
8月	57958	57988	109.4%	37429	102.9%
9月	58091	57958	103.4%	35493	106.2%



附属機関の委員名簿（令和7年11月14日現在）

資料7

名 称		(定数)
朝霞市地域公共交通協議会		(35人)
委員の氏名	職	備考（構成等）
久保田 尚	会長	国立大学法人埼玉大学大学院
松尾 哲	副会長	朝霞市自治会連合会
福川 鷹子		建設常任委員会
黒川 滋		建設常任委員会
櫻井 正樹		朝霞市 市長公室
長谷 修		朝霞市 市民環境部
並木 智彦		朝霞市 福祉部
川幡 嘉文		東日本旅客鉄道株式会社
小瀧 正和		東武鉄道株式会社
山科 和仁		東武バスウエスト株式会社
秦野 凌		西武バス株式会社
松本 章宏		国際興業株式会社
野口 健		昭和交通株式会社
小松 良行		シナネンモビリティPLUS株式会社
関根 肇		埼玉県バス協会
稲生 米蔵		埼玉県乗用自動車協会
松戸 光男		朝霞・志木地区タクシー協議会
浪江 泰永		東武バス労働組合
高木 純子		関東運輸局埼玉支局
古川 雄哉		埼玉県 企画財政部交通政策課
強矢 賢		埼玉県朝霞県土整備事務所
六平 一良		朝霞警察署 交通課
深澤 朋和		朝霞市 道路整備課
須崎 幸彦		上内間木町内会
伊藤 英明		下内間木町内会
庄司 俊一		宮戸町内会
金子 睦男		東南部町内会
星野 隆		溝沼第一町内会
小寺 義弘		膝折町内会
渡辺 淳史		朝霞市社会福祉協議会
大橋 健一		朝霞市シニアクラブ連合会
金子 八郎		公募市民
大塚 進		公募市民
高野 正芳		公募市民
須藤 智郎		公募市民
特 記 事 項		
※事務局・担当 都市建設部 まちづくり推進課 交通政策係 ※会議の公開状況 原則公開 ※次回改選 令和9年7月予定		

公共交通空白地区の改善に向けた実証運行



わくわくワゴン ～ねぎし号～



根岸台7丁目周辺～朝霞駅東口～朝霞市役所

運行内容

運行期間：令和7年12月2日（火）～令和8年11月28日（土）※年末年始（12/29～1/3）運休

運行区間：根岸台7丁目周辺～朝霞駅東口～朝霞市役所

運行時間：午前8時30分頃～午後7時頃

運行日：火・木・土の週3日

運行形態：定時定路線

運賃：大人**200円**・小児**100円**

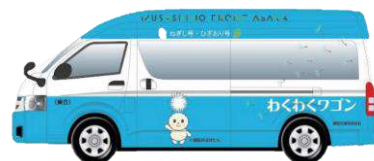
※朝霞駅東口と朝霞市役所で市内循環バス「わくわく号」との乗り継ぎが可能

※障害者手帳をお持ちの方は提示により大人100円・小児50円、特別乗車証は提示により無料でご利用できます。

利用方法：バス停にて乗車・降車

運行車両：ハイエース（助手席含め**最大9名乗車可**）

※満員の際はご乗車できませんので、あらかじめご了承ください。



運行ルート



最新の情報はこちら！
市ホームページ



バス予報はこちら！
現在地が確認できます



運行の目的

市内には鉄道や路線バス、市内循環バスなどの公共交通がありますが、地域によっては鉄道駅やバス停が近くにない（約300m以上離れた）エリアである「公共交通空白地区」があります。水久保公園や東かすみ台町内会館などの根岸台7丁目周辺は、道路幅員等の要因から公共交通空白地区となっており、東かすみ台町内会、三栄自治会、東南部町内会で構成する地域組織が主体となり、朝霞市と協働して小型車を用いた新たな公共交通の導入を検討しています。

令和6年12月から1年間の予定で実証運行を行っていましたが、もっとたくさんの方に使っていただけるよう、**令和7年12月からルートやダイヤを変更し、1年間実証運行を延長します！**実証運行の結果により、本格運行の実施について検討しますので、ぜひご利用ください！

時刻表（火・木・土運行）

朝霞市役所行き

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
ね13	コートエスベランサ前	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
ね12	東かすみ台町内会館	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
ね11	東かすみ台児童遊園地	8:31	9:31	10:31	11:31	12:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
ね10	水久保公園	8:32	9:32	10:32	11:32	12:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
ね09	水久保	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33
ね08	雪印メグミルク朝霞中央販売店北	8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34
ね07	東朝霞公民館	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
ね06	ウエルシア薬局朝霞根岸台店前	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
ね05	まぼり	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
ね04	西友朝霞根岸店前	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39
ね03	朝霞駅東口	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41
ね02	朝霞郵便局前	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43
ね01	朝霞市役所	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50

コートエスベランサ前行き

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
ね01	朝霞市役所	9:06	10:06	11:06	12:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	19:06
ね02	朝霞郵便局前	9:08	10:08	11:08	12:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08	19:08
ね03	朝霞駅東口	9:10	10:10	11:10	12:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10
ね04	西友朝霞根岸店前	9:12	10:12	11:12	12:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12	19:12
ね05	まぼり	9:14	10:14	11:14	12:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	19:14
ね06	ウエルシア薬局朝霞根岸台店前	9:16	10:16	11:16	12:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16	19:16
ね07	東朝霞公民館	9:16	10:16	11:16	12:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16	19:16
ね08	雪印メグミルク朝霞中央販売店北	9:17	10:17	11:17	12:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17
ね09	水久保	9:18	10:18	11:18	12:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	19:18
ね10	水久保公園	9:19	10:19	11:19	12:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19	19:19
ね11	東かすみ台児童遊園地	9:20	10:20	11:20	12:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
ね12	東かすみ台町内会館	9:20	10:20	11:20	12:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
ね13	コートエスベランサ前	9:26	10:26	11:26	12:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26	19:26



< 運行状況・お忘れ物などのお問い合わせ >
朝霞交通有限会社 TEL：048-474-8501

< 実証運行に関するお問い合わせ >
朝霞市まちづくり推進課 TEL：048-463-1514

公共交通空白地区の改善に向けた実証運行



わくわくワゴン ～ひざおい号～



膝折町4丁目周辺～北朝霞駅

運行内容

運行期間：令和7年12月1日（月）～令和8年11月30日（月）※年末年始（12/29～1/3）運休

運行区間：膝折町4丁目周辺～北朝霞駅

運行時間：午前8時30分頃～午後7時頃

運行日：月・水・金の週3日

運行形態：定時定路線

運賃：大人200円・小児100円

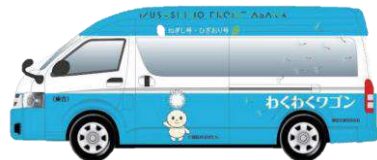
※北朝霞駅前で市内循環バス「わくわく号」との乗り継ぎが可能

※障害者手帳をお持ちの方は提示により大人100円・小児50円、特別乗車証は提示により無料でご利用できます。

利用方法：バス停にて乗車・降車

運行車両：ハイエース（助手席含め最大9名乗車可）

※満員の際はご乗車できませんので、あらかじめご了承ください。



運行ルート



最新の情報はこちら！
市ホームページ



バス予報はこちら！
現在地が確認できます



運行の目的

市内には鉄道や路線バス、市内循環バスなどの公共交通がありますが、地域によっては鉄道駅やバス停が近くにない（約300m以上離れた）エリアである「公共交通空白地区」があります。西朝霞公民館や朝霞第一小学校などの膝折町4丁目周辺は、道路幅員等の要因から公共交通空白地区となっており、膝折宿町内会、溝沼第一町内会で構成する地域組織が主体となり、朝霞市と協働して小型車を用いた新たな公共交通の導入を検討しています。

令和6年12月から1年間の予定で実証運行を行っていましたが、**令和7年12月からさらに1年間延長します！**実証運行の結果により、本格運行の実施について検討しますので、ぜひご利用ください！

時刻表（月・水・金運行）

北朝霞駅前行き

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
U19	西朝霞公民館南	8:30	9:40	10:50	12:00	14:00	15:10	16:20	17:30	18:40
U18	ジャムフレンドクラブ朝霞店前	8:30	9:40	10:50	12:00	14:00	15:10	16:20	17:30	18:40
U17	一乗院閼魔堂	8:33	9:43	10:53	12:03	14:03	15:13	16:23	17:33	18:43
U16	有斐閣流通センター前	8:34	9:44	10:54	12:04	14:04	15:14	16:24	17:34	18:44
U15	第一小学校膝折門	8:34	9:44	10:54	12:04	14:04	15:14	16:24	17:34	18:44
U14	第一小学校グラウンド	8:35	9:45	10:55	12:05	14:05	15:15	16:25	17:35	18:45
U13	北浦	8:36	9:46	10:56	12:06	14:06	15:16	16:26	17:36	18:46
U12	原畑	8:37	9:47	10:57	12:07	14:07	15:17	16:27	17:37	18:47
U11	あさか相生病院	8:38	9:48	10:58	12:08	14:08	15:18	16:28	17:38	18:48
U10	マルエツ朝霞溝沼店前	8:40	9:50	11:00	12:10	14:10	15:20	16:30	17:40	18:50
U09	曙ノ上児童遊園地	8:41	9:51	11:01	12:11	14:11	15:21	16:31	17:41	18:51
U08	後根	8:42	9:52	11:02	12:12	14:12	15:22	16:32	17:42	18:52
U07	溝沼氷川神社	8:43	9:53	11:03	12:13	14:13	15:23	16:33	17:43	18:53
U06	溝沼七丁目	8:44	9:54	11:04	12:14	14:14	15:24	16:34	17:44	18:54
U05	ヤオコー朝霞閼魔店前	8:46	9:56	11:06	12:16	14:16	15:26	16:36	17:46	18:56
U04	TMGあさか医療センター	8:48	9:58	11:08	12:18	14:18	15:28	16:38	17:48	18:58
U03	朝霞市斎場	8:50	10:00	11:10	12:20	14:20	15:30	16:40	17:50	19:00
U02	産業文化センター入口	8:52	10:02	11:12	12:22	14:22	15:32	16:42	17:52	19:02
U01	北朝霞駅前	8:53	10:03	11:13	12:23	14:23	15:33	16:43	17:53	19:03

西朝霞公民館南行き

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
U01	北朝霞駅前	8:56	10:06	11:16	12:26	14:26	15:36	16:46	17:56	19:06
U02	産業文化センター入口	8:57	10:07	11:17	12:27	14:27	15:37	16:47	17:57	19:07
U03	朝霞市斎場	8:59	10:09	11:19	12:29	14:29	15:39	16:49	17:59	19:09
U04	TMGあさか医療センター	9:01	10:11	11:21	12:31	14:31	15:41	16:51	18:01	19:11
U05	ヤオコー朝霞閼魔店前	9:03	10:13	11:23	12:33	14:33	15:43	16:53	18:03	19:13
U06	溝沼七丁目	9:05	10:15	11:25	12:35	14:35	15:45	16:55	18:05	19:15
U07	溝沼氷川神社	9:06	10:16	11:26	12:36	14:36	15:46	16:56	18:06	19:16
U08	後根	9:07	10:17	11:27	12:37	14:37	15:47	16:57	18:07	19:17
U09	曙ノ上児童遊園地	9:08	10:18	11:28	12:38	14:38	15:48	16:58	18:08	19:18
U10	マルエツ朝霞溝沼店前	9:09	10:19	11:29	12:39	14:39	15:49	16:59	18:09	19:19
U11	あさか相生病院	9:11	10:21	11:31	12:41	14:41	15:51	17:01	18:11	19:21
U12	原畑	9:12	10:22	11:32	12:42	14:42	15:52	17:02	18:12	19:22
U13	北浦	9:13	10:23	11:33	12:43	14:43	15:53	17:03	18:13	19:23
U14	第一小学校グラウンド	9:14	10:24	11:34	12:44	14:44	15:54	17:04	18:14	19:24
U15	第一小学校膝折門	9:15	10:25	11:35	12:45	14:45	15:55	17:05	18:15	19:25
U16	有斐閣流通センター前	9:15	10:25	11:35	12:45	14:45	15:55	17:05	18:15	19:25
U17	一乗院閼魔堂	9:16	10:26	11:36	12:46	14:46	15:56	17:06	18:16	19:26
U18	ジャムフレンドクラブ朝霞店前	9:19	10:29	11:39	12:49	14:49	15:59	17:09	18:19	19:29
U19	西朝霞公民館南	9:19	10:29	11:39	12:49	14:49	15:59	17:09	18:19	19:29

今度はどこに行こうかな♪

暑い日・寒い日はつい使っちゃう！

帰りにスーパーも寄ろうかな

今日は駅前の病院へ

わくわく号

＜運行状況・お忘れ物などのお問い合わせ＞
朝霞交通有限会社 TEL：048-474-8501

＜実証運行に関するお問い合わせ＞
朝霞市まちづくり推進課 TEL：048-463-1514

© むさしのフロントあさか

第2次朝霞市地域公共交通計画（素案）

令和7（2025）年11月

朝霞市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の区域	2
4 計画の対象	3
5 計画の期間	3
6 第1次計画の数値目標達成状況	4
第2章 朝霞市の公共交通ネットワーク	5
1 公共交通ネットワーク	5
（1）鉄道	5
（2）路線バス	5
（3）市内循環バス（わくわく号）	5
（4）タクシー	5
（5）福祉送迎バス	7
（6）福祉有償運送	7
（7）民間送迎バス	7
（8）シェアサイクル	9
2 公共交通空白地帯	10
（1）現況の公共交通空白地帯	10
（2）先行検討地区における公共交通空白地帯の改善に向けた実証運行（わくわくワゴン）	11
第3章 基本的な方針及び目標	12
1 朝霞市の公共交通の課題	12
2 目指すべき地域公共交通体系	13
3 基本的な方針及び計画目標	14
第4章 計画目標に対する施策	15
1 施策の体系	15
2 各施策の事業内容	16
方向性① 公共交通空白地区の改善に向けた生活道路の整備や新たな公共交通の段階的な導入	17
方向性② 総合的な交通情報案内サービスの提供	20
方向性③ 定時性、速達性、安全性を高める通行環境の整備	23
方向性④ シェアサイクル等を活用した細かい移動ツールの提供	26
方向性⑤ まちの拠点としての環境整備	29
方向性⑥ バス停まで歩いていくのが難しい高齢者等の移動手段の確保	33
方向性⑦ 広域連携による移動手段の維持・確保	35
方向性⑧ 路線バスの維持・確保	37
方向性⑨ 市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し	40

方向性⑩ バス待ち環境の充実.....	45
方向性⑪ 運転手の確保に向けた対策の実施.....	49
方向性⑫ 公共交通の利用促進に向けた意識の醸成.....	53
方向性⑬ 地域が率先して地域公共交通を守り育てる意識の向上.....	56
方向性⑭ 地域公共交通の持続可能性と公共交通空白地区の改善が両立する評価基準等を定め PDCA サイクルによる運行管理の実施.....	59

第5章 計画の達成状況の評価..... 61

1 評価指標及び数値目標.....	61
2 計画の推進体制.....	62
3 計画進行の管理.....	62

参考資料..... 63

上位・関連計画の整理..... 63

1 第6次朝霞市総合計画（案）.....	63
2 朝霞市都市計画マスタープラン（案）.....	64
3 朝霞市立地適正化計画.....	65
4 朝霞市産業振興基本計画.....	66
5 第5期朝霞市地域福祉計画（案）.....	66
6 朝霞市道路整備基本計画.....	67
7 都市再生整備計画（朝霞駅周辺地区）.....	68
8 都市再生整備計画（北朝霞・朝霞台駅周辺地区）.....	69

朝霞市の現状..... 70

1 位置及び地形.....	70
(1) 位置.....	70
(2) 地形.....	71
2 人口動向.....	72
(1) 人口及び世帯数の推移と将来の見通し.....	72
(2) 人口分布.....	74
3 公共交通の利用状況.....	76
(1) 鉄道.....	76
(2) 路線バス.....	76
(3) 市内循環バス（わくわく号）.....	77
(4) 公共交通空白地区の改善に向けた実証運行（わくわくワゴン）.....	78
(5) シェアサイクル.....	78
4 道路交通等の現況.....	79
(1) 道路網.....	79
(2) 国道・県道の混雑状況.....	80
(3) 都市計画道路の整備状況.....	81

5 移動特性.....	82
(1) 移動目的.....	82
(2) 移動手段.....	82
(3) 目的地分布.....	82
公共交通利用者ニーズの整理.....	83
1 調査概要.....	83
(1) 市民アンケート調査.....	83
(2) 市内循環バス利用者アンケート調査.....	83
2 市民アンケート調査結果.....	84
(1) 日常生活での外出について.....	84
(2) 運転免許の保有状況、返納の意識について.....	85
(3) バスに関する意識・取り組みの認知.....	86
3 市内循環バス利用者に関するアンケート調査結果.....	88
(1) 利用状況について.....	88
(2) 利用目的、利用する理由.....	89
(3) 定時性.....	89
(4) 利用促進.....	90
(5) 市内循環バスに対する取り組みの評価.....	91
(5) 代替交通手段の有無.....	92
4 朝霞市地域公共交通協議会・専門部会の開催概要.....	93
(1) 開催経緯.....	93
(2) 朝霞市地域公共交通協議会 委員名簿.....	93
(3) 朝霞市地域公共交通協議会部会 委員名簿.....	94
(4) 朝霞市地域公共交通協議会条例.....	95
(5) 朝霞市地域公共交通協議会部会設置要綱.....	98
用語解説.....	100

第1章 計画の概要

1 計画の目的

朝霞市は、鉄道駅を中心とし、路線バス、市内循環バスによって公共交通のネットワークが形成されている。鉄道駅周辺に都市機能が集約され、コンパクトな市街地が形成されており、公共交通サービスに優れた都市構造を有している一方で、鉄道駅圏域外に居住している人も多くみられ、居住地と駅を結ぶ路線バスや市内循環バスの役割は高く、今後進展する高齢化社会に向け、その役割が一層高まると考えられる。

市内循環バスは、県内初の試みとして、朝霞市健康増進センターわくわくどーむへの連絡を目的に、平成6(1994)年に運行を開始し、その後運行見直し方針を策定して、運行計画の変更等を行ってきた。今後も高齢者等の交通弱者の移動支援や公共交通空白地区の改善に取り組むため、より効果的、効率的な運行が求められている。

国においては、平成19(2007)年に地域公共交通の維持・確保や利便性向上に向け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、平成26(2014)年には法律の一部を改正し、自治体を中心となって街づくりと連携して交通ネットワークの再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定した。

さらに、令和2(2020)年にも法律の一部を改正し、地方公共団体による「地域公共交通計画（マスタープラン）」の作成を努力義務化し、地域における取組を促進している。

こうした状況を踏まえ、朝霞市では令和3(2021)年には「朝霞市地域公共交通計画」（以下、「第1次計画」）を策定し、これに基づいて公共交通空白地区の解消や公共交通網の維持に向けた取り組みを行ってきた。

また、令和5(2023)年に「朝霞市立地適正化計画」を策定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づいた都市構造の形成に資する具体的な区域や施策を定め、将来の人口減少や少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを推進している。

令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テレワーク[※]やオンライン授業、時差通勤などの新たな生活様式が普及し、コロナ禍において減少した公共交通の利用者は、アフターコロナの時代においても回復しない可能性がある。

一方、令和6(2024)年4月には改善基準告示[※]（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」）の改正が実施され、バスやタクシーの運転手の労働環境の改善が進み、労働時間の規制が強化されたことで、かねてから起こっていた運転手不足が加速し、全国各地において路線バスの廃止・減便が相次いでいる。本市においても例外なく、こうした状況が起きつつあるなど、公共交通を取巻く環境が大きく変化している。

そこで、まちづくりとの連携、社会状況への対応を目指し、公共交通をより多くの人にとって便利なものとし、持続可能なものとしていくため、「第2次朝霞市地域公共交通計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位・関連計画等との整合を図り、公共交通に係る事項を位置付ける計画とする。なお、本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定する。

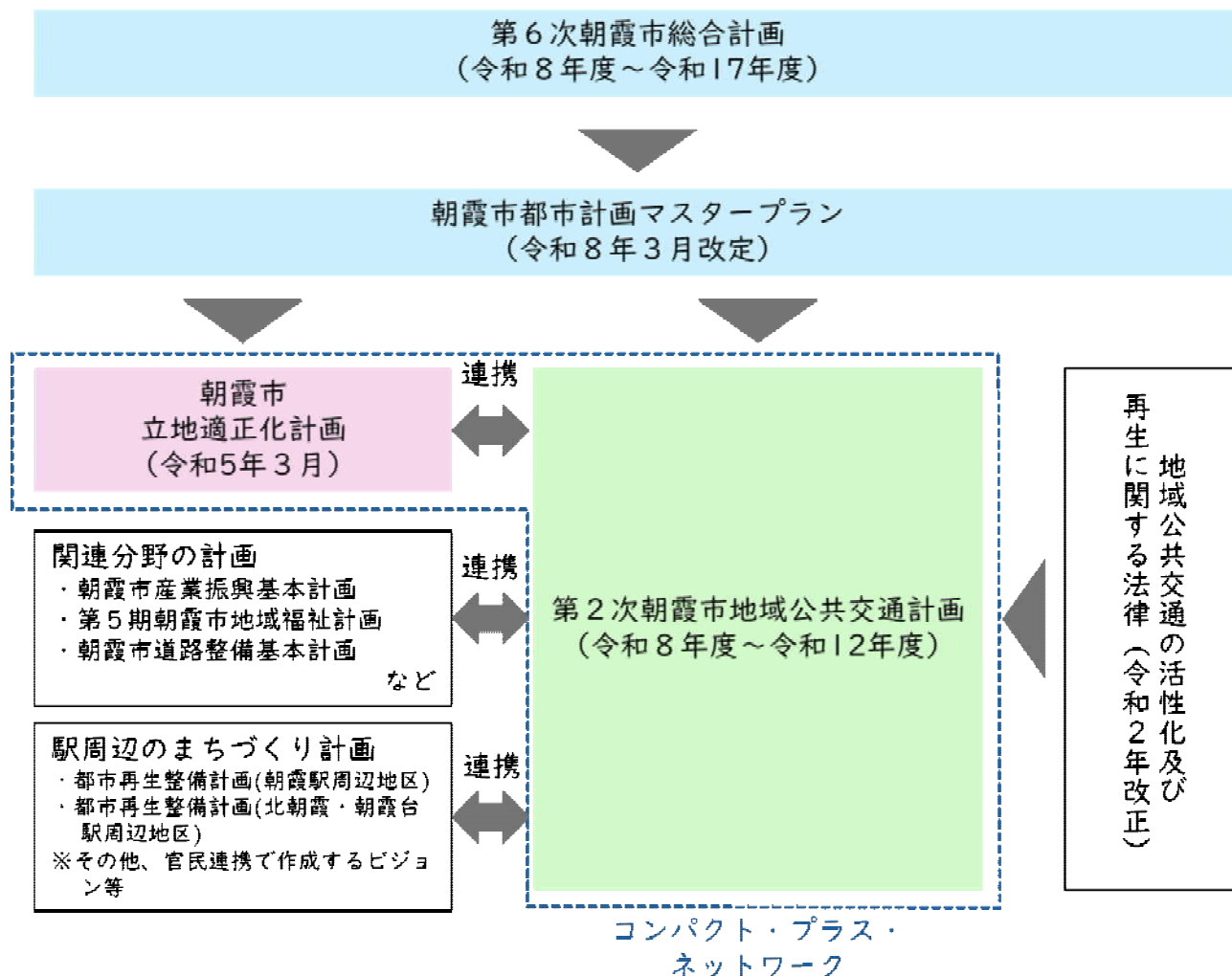


図1 朝霞市地域公共交通計画の位置づけ

3 計画の区域

本計画の区域は、朝霞市全域とする。

4 計画の対象

本計画の対象は、鉄道、路線バス、市内循環バス、タクシー、福祉送迎バス、民間送迎バス（企業従業員送迎バスも含む）、自転車（シェアサイクル※）、公共交通空白地区に対応した新たな公共交通、高齢者等の新たな外出支援とする。

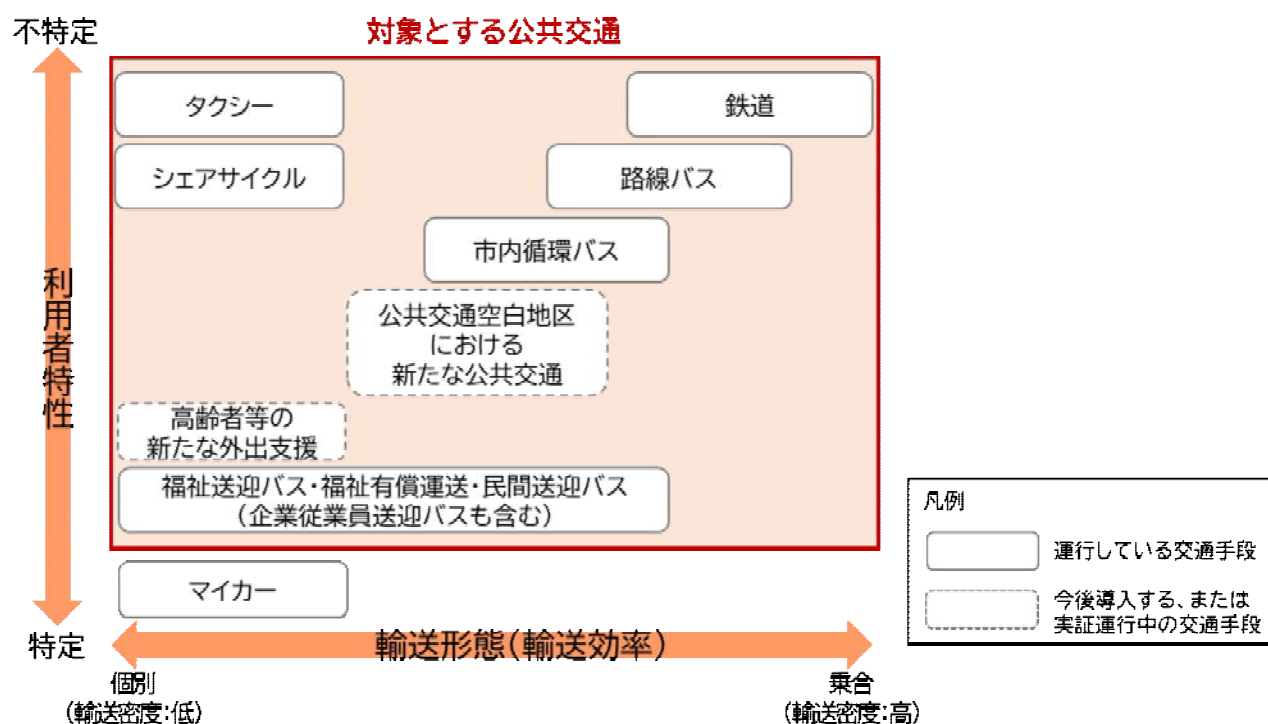


図 2 計画の対象

5 計画の期間

本計画の期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間とする。

なお、社会情勢の変化や、関連する法令・制度の変更、上位・関連計画の改正などによって、新たな対応が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討する。

6 第1次計画の数値目標達成状況

第1次計画で掲げた8つの数値目標のうち、5つは達成、1つは実施中であり、75%が達成される見通しである。未達成の目標については見直しを行い、第2次計画において改めて目標設定を行う。

表 1 第1次計画の目標達成状況

評価指標	数値目標	実績	達成状況
評価指標1 公共交通空白地区の改善	公共交通空白地区を 3 地区以上 改善	3 地区で実証実験	実施中
評価指標2 公共交通の利用促進	情報案内のサービス提供取組数 4 つ の施策実施 (バスマップ作成、HP での運行情報提供、バス協会 web との連携、バス停案内情報等の作成)	4 つの施策を実施	達成
評価指標3 公共交通に対する満足度の向上	交通の安全性・利便性・マナー 向上の取組の満足度向上 約 44%⇒ 約 49%以上	31.3%	未達成
評価指標4 路線バスの利用促進	路線バスの利用者数増加 利用者数：約 700 万人/年 ⇒ 約 720 万人/年	約 897 万人/年 (R6)	達成
評価指標5 市内循環バスの利用促進	市内循環バスの利用者数増加 利用者数：約 28 万人/年 ⇒ 約 32 万人/年	約 37 万人/年 (R6)	達成
評価指標6 市内循環バスの利用促進	市内循環バスの収支率(運行経費に占める運賃収入の割合)の増加 収支率：約 23%⇒ 約 25%	約 42% (R6)	達成
評価指標7 バスの利用環境の改善	バス停の上屋、ベンチの整備 バス停の整備数を 5 箇所以上	【バスベイ】(R4)第九小学校入口、(R6)宮戸二丁目 【ベンチ】(R5)省スペースベンチ 2 箇所、(R6)ベンチ 1 箇所	達成
評価指標8 シェアサイクルの利用促進	シェアサイクルポートの整備 シェアサイクルポート数 180 箇所	145 箇所	未達成

第2章 朝霞市の公共交通ネットワーク

Ⅰ 公共交通ネットワーク

(1) 鉄道

市内では、北西部から南東部にかけて東武東上線が、またそれに市内北西部で交差する形で JR 武蔵野線が市域の東西に延びる形で鉄道が走っており、東武東上線では朝霞駅、朝霞台駅、JR 武蔵野線では北朝霞駅と 3 つの駅が存在している。東武東上線は、東京メトロ有楽町線、副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線との相互直通運転を行っており、東京都心のみならず、横浜方面へのアクセスも容易になっている。

(2) 路線バス

市内では、西武バス、国際興業バス、東武バスウエストの 3 事業者が運行しており、市内の鉄道駅と近隣市の駅を結ぶルートを運行している。往復 100 本以上（1 時間に 3 本程度以上）運行する路線バスや、鉄道の補完機能を有している路線バスもある。

(3) 市内循環バス（わくわく号）

市内循環バスは、平成 6(1994)年より、県内初の試みとして、朝霞市健康増進センターわくわくどーむへの連絡を目的に 2 路線で運行を開始した。その後、「朝霞市内循環バス運行見直し方針」を策定し、適宜運行計画の変更を行った。

令和 6(2024)年 4 月には、バスの運転手不足から、内間木線のバス車両による運行が困難になり、ワゴン車による運行に切り替えている。

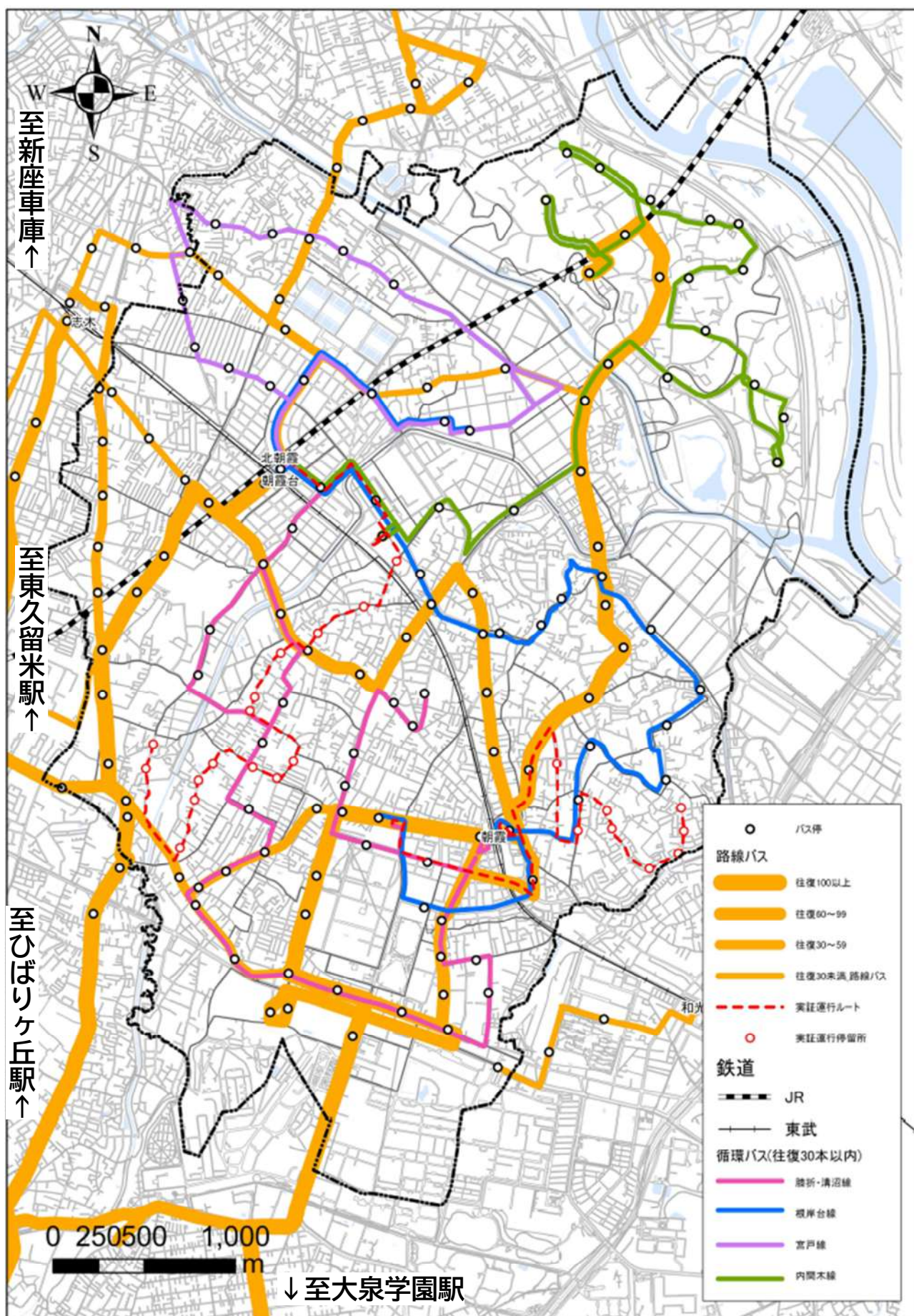
(4) タクシー

本市では、タクシー事業者 5 社が朝霞駅、朝霞台駅および北朝霞駅の駅前広場をタクシープールとして活用し運行している。タクシーは、個々の利用者ニーズに合わせたドア・ツー・ドアの面的なサービスを提供する輸送機関としての特徴がある。

なお、埼玉県県南西部交通圏（朝霞市、川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村）における法人タクシーの利用者数は減少傾向となっている。

表 2 本市で運行するタクシー事業者一覧

事業者名	営業所所在地	駅前広場占用台数 (令和 7 年 4 月時点)
昭和交通株式会社	朝霞市本町二丁目 21 番 38 号	88 台
朝霞交通有限会社	朝霞市宮戸二丁目 1 番 10 号	20 台
有限会社志木合同タクシー	朝霞市朝志ヶ丘一丁目 5 番	15 台
大和タクシー有限会社	和光市新倉七丁目 4 番 55 号	8 台
三和富士交通株式会社	入間郡三芳町上富 1077-1	6 台



(5) 福祉送迎バス

市の施設のうち、浜崎及び溝沼老人福祉センターでは、送迎バスにより市内の北側と南側の2ルートの運行を曜日によって分担し、それぞれ午前と午後に1便、利用者送迎のため、無料で運行している。

また、総合福祉センター内のはあとぴあ福祉作業所では、送迎バスにより9ルートを、障害者ふれあいセンター内のあさか福祉作業所では、送迎バスにより4ルートを、それぞれ午前と午後に1便、利用者送迎のため、無料で運行している。

(6) 福祉有償運送

福祉有償運送は、一人で公共交通機関を利用することが困難である高齢者・障害者等に、必要に応じて自家用自動車による個別輸送サービスを提供する役割を担っている。本市においては、主にNPO法人により、福祉有償運送が実施されている。

〈福祉有償運送を利用できる方の条件〉

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害を有する方
- ・要介護認定、要支援認定を受けている方

福祉有償運送を利用するためには、福祉有償運送を行う団体へ会員として登録することが必要となる。

表 3 市内で登録のある団体（令和7年4月時点）

名称	区域
特定非営利活動法人 ユウケア	朝霞市、新座市、志木市
NPO 法人なかよしねっと	朝霞市、新座市、志木市、和光市

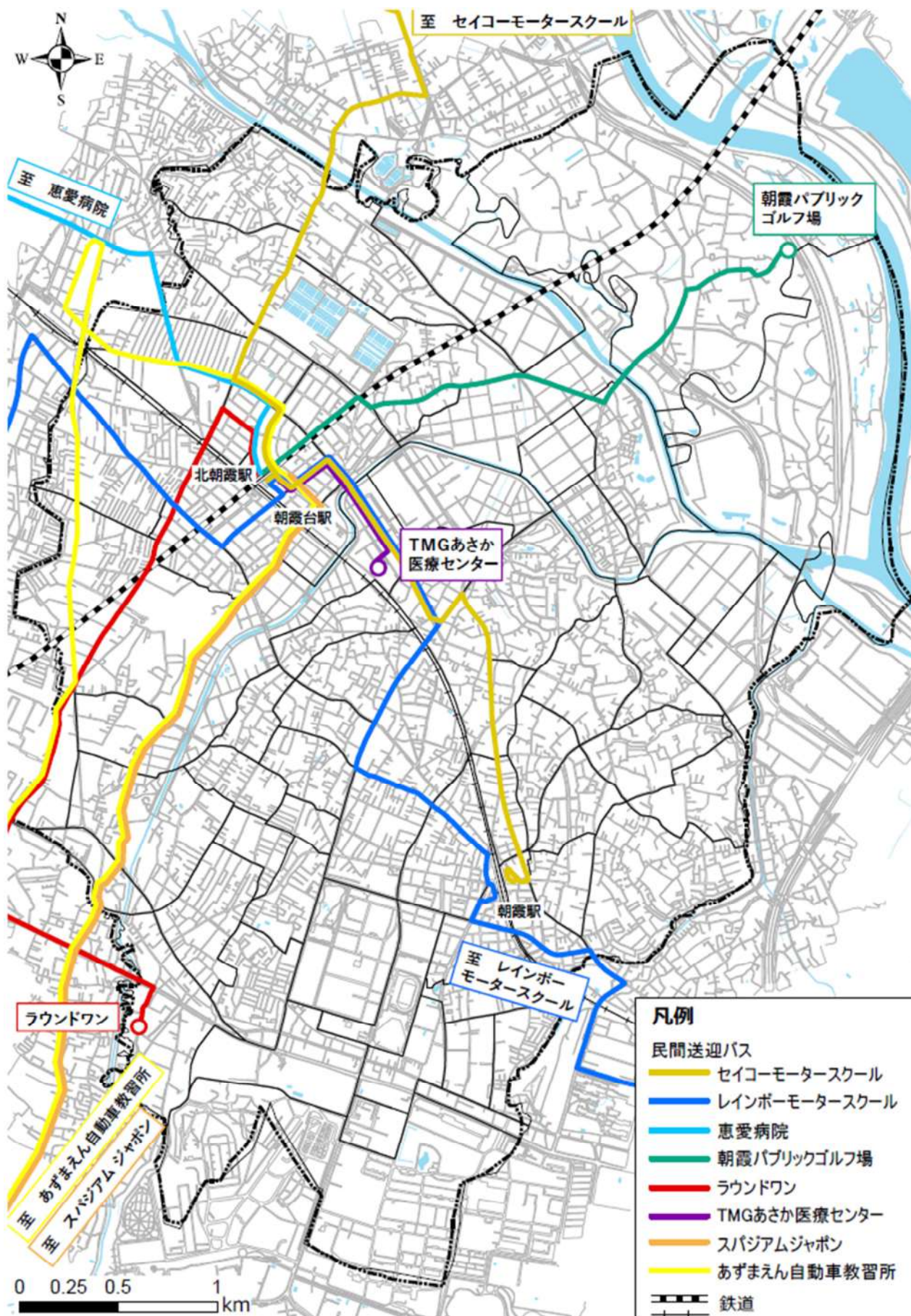
福祉有償運送の実施に当たっては、福祉有償運送運営協議会による協議を経て、道路運送法第79条により埼玉県知事の登録を受ける必要がある。

(7) 民間送迎バス

市内には、令和7(2020)年10月時点で、鉄道駅と主に医療施設や遊戯施設、自動車学校等を結ぶ民間の送迎バスが運行している。（ルートは8頁図4を参照）

表 4 市内を運行する主な民間送迎バスの一覧

施設種別	事業者名	路線本数（本/日）	
		平日	休日・祝日
医療施設	TMG あさか医療センター	45	42
	恵愛病院	14	—
遊戯施設	ラウンドワン	9	15
	朝霞パブリックゴルフ場	5	5
温浴施設	スパジウムジャポン	11	20
自動車学校	レインボーモータースクール	11	9
	セイコーモータースクール	11	11
	あずまえん自動車教習所	11	11



(※駅から目的地までのルートは一部想定を含む)

図 4 民間送迎バスのルート

(8) シェアサイクル

本市では、環境と人にやさしい交通ネットワークの形成に向け、OpenStreet 株式会社、シナネンモビリティ PLUS 株式会社と共同で、シェアサイクルの実証実験を平成 31(2019)年 1 月から実施した後、令和 6(2024)年 4 月からは本格実施に移行している。

現在、市内には、公共施設やコンビニエンスストアなどの施設に、令和 7(2025)年 10 月時点で計 149 箇所のサイクルポートが設置されており、手軽な移動手段として認知されてきている。

国においても、自転車活用推進計画を策定後、シェアサイクルの在り方検討委員会を設置し、シェアサイクルを公共交通を補完するものとして位置付け、地域公共交通計画等との連携を図ることと提言しており、本市においても、市民ニーズやポートの配置状況などを勘案し、更なるポートの設置に努めている。



図 5 北朝霞駅前広場シェアサイクルポート

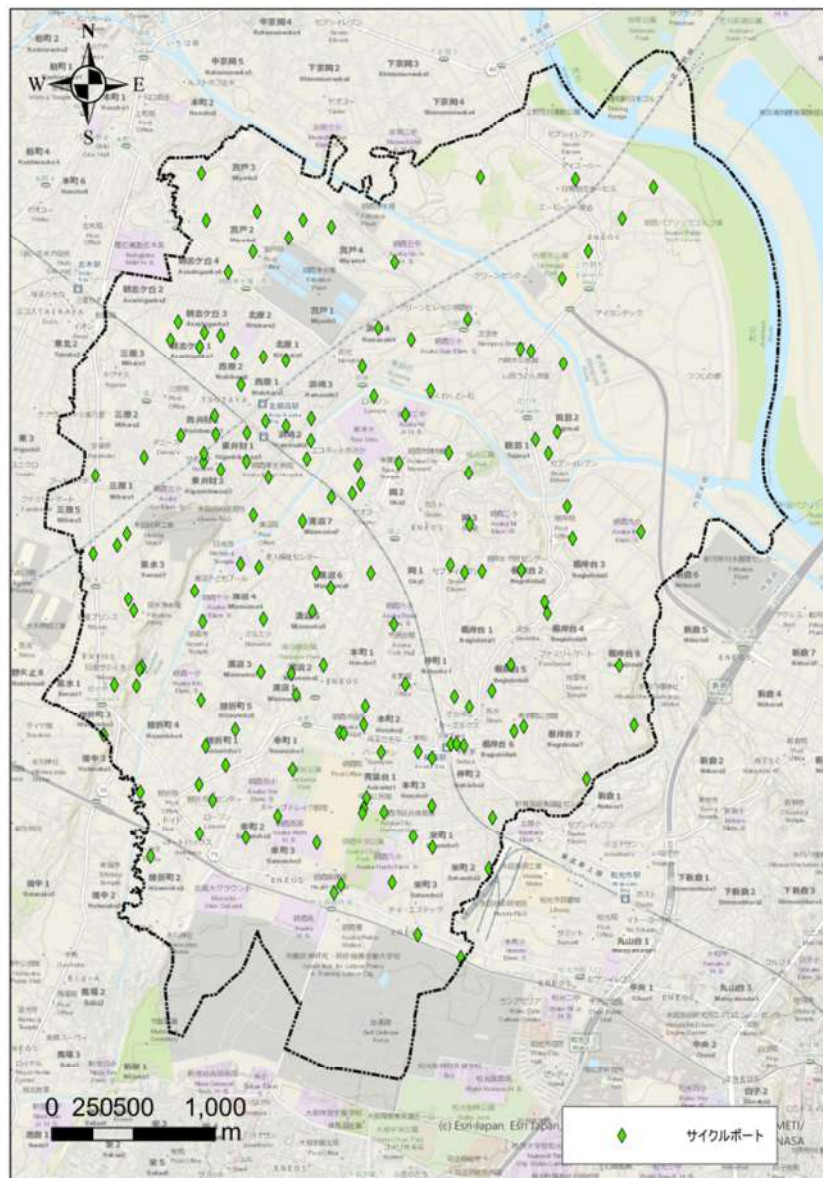


図 6 市内のシェアサイクルポート設置箇所（令和 7 年 10 月時点）

2 公共交通空白地帯

(1) 現況の公共交通空白地帯

本市では、広範囲にわたり路線バス及び市内循環バスの路線が行き渡っており、鉄道駅やバス停から徒歩圏内（駅から半径 300m、バス停から半径 300m）の人口カバー率は約 94.1%となっているが、一部、鉄道駅やバス停の徒歩圏外の公共交通空白地区がみられる。公共交通空白地区の面積は約 116ha（メッシュ人口が 0 の面積は除く）で、本市の面積（約 1,834ha）の約 6.3%にあたる。比較的人口がまとまっている 2 地区（根岸台 7 丁目、膝折町 4 丁目）については先行検討地区と位置づけている。

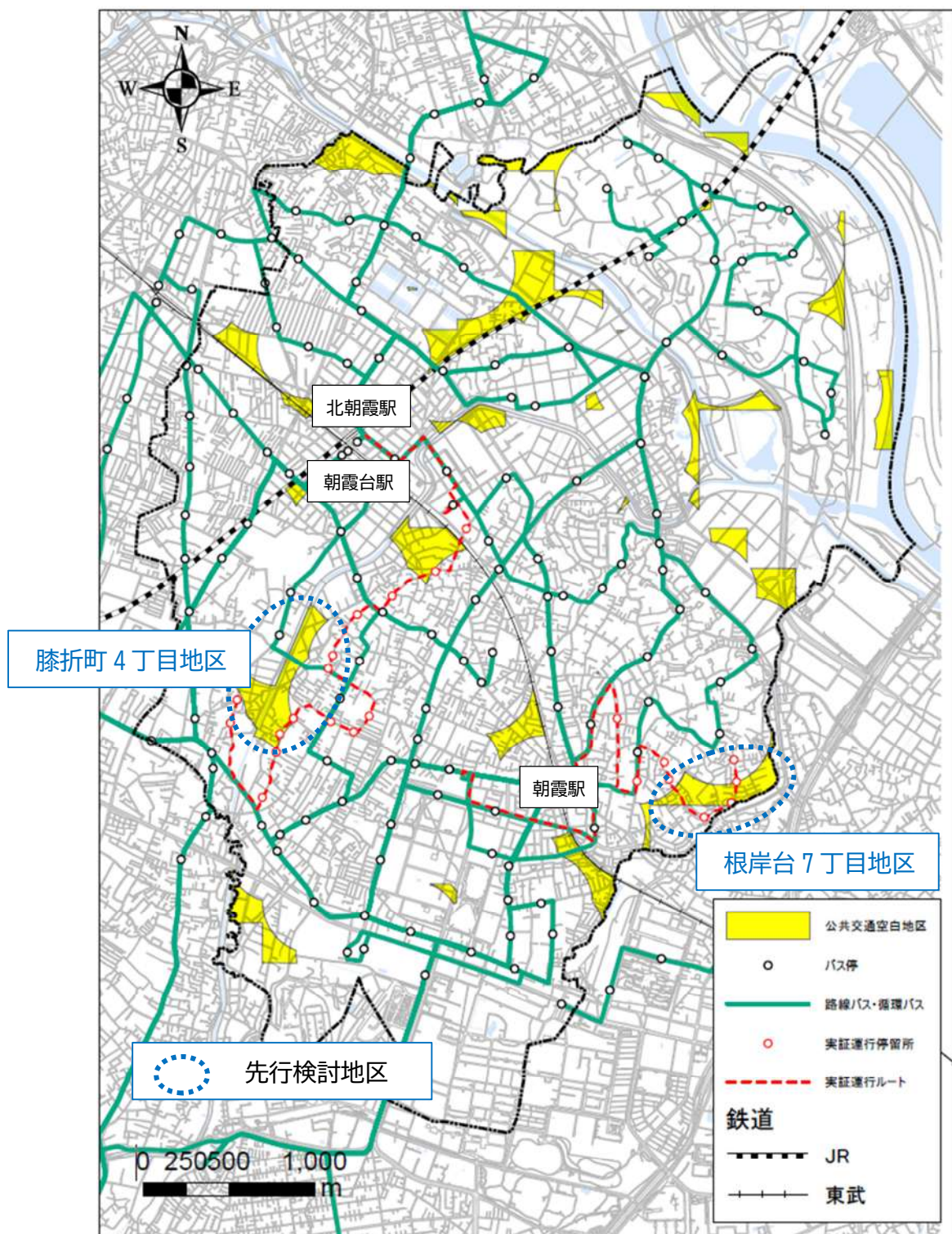


図 7 公共交通空白地区（令和 8 年 4 月）
※令和 7 年 11 月時点でのバス路線の廃止予定を加味している

(2) 先行検討地区における公共交通空白地帯の改善に向けた実証運行(わくわくワゴン)

公共交通空白地区の解消に向け、地元町内会・自治会によって構成された地域組織が主体となり、令和 6 (2024) 年 12 月 2 日より、先行検討地区である根岸台 7 丁目地区(「ねぎし号」)、膝折町 4 丁目地区(「ひざおり号」)において、道路運送法第 21 条による実証運行を行っている。



図 8 「わくわくワゴン」車両

第3章 基本的な方針及び目標

I 朝霞市の公共交通の課題

本市の上位・関連計画、人口動向や公共交通の現状等及びアンケート調査による公共交通利用者のニーズを踏まえ、本市における公共交通の課題を以下のように整理する。

第1次計画の 目標達成状況	現状	課題の設定に向けた視点	公共交通の課題
評価指標 1 公共交通空白地区の 改善 実施中	公共交通を取り巻く社会情勢の変化 ・ 2024 年問題（運転手不足の深刻化） ・ コロナ禍によるライフスタイルの変化、カーボンニュートラル、DX の進展	運転手不足 環境負荷の増大	①持続可能な地域公共交通の確保 ■将来に亘って、持続可能な地域の公共交通が求められる ■人口構造等の変化に伴った、弾力的な交通網の形成
評価指標 2 公共交通の利用促進 達成	朝霞市の状況の変化 ・ 立地適正化計画の策定、駅周辺のまちづくりの取り組み ・ 朝霞台駅のバリアフリー※整備、北朝霞駅西口ロータリーの改修 ・ 高齢化の進行、生産年齢人口の減少 ・ 公共交通利用者の減少、バスのサービス水準の低下 ・ 市内循環バス内間木線の上内間木地区乗り入れ、公共交通空白地区の改善に向けた新たな公共交通の実証運行開始 ・ 公共交通、移動支援にかかる公的負担の増大 ・ 一部を除いた国道・県道の交通量、混雑度の改善 ・ シェアサイクルの利用拡大	立地適正化計画 駅周辺の将来像 公共交通利用者の減少 バスのサービス水準 公共交通に関する公的負担	②公共交通空白地区への対応 ■自動車がなくても外出しやすくなる支援が求められる ■バス停や鉄道駅等まで不便なく行き来できるネットワーク形成
評価指標 3 公共交通に対する満足度の向上 未達成	市内循環バスの利用状況 ・ 往復での利用が増加、他の交通手段との乗り換えが減少 ・ 利用目的に大きな変化なし ・ アンケート結果では、最寄りバス停から目的地までの定時性が低下 ・ バスの運行情報の発信、IC カードの購入・チャージの簡便化へのニーズが向上 ・ 市内循環バスと路線バスが一体となった「バスマップ&時刻表」の認知度が低い ・ 市内循環バスが廃止となった場合に、代替手段のない人が1割程度存在	市内循環バスの定時性 市内循環バスの代替交通手段 公共交通の運行情報の発信	③移動実態やニーズに応じた地域公共交通体系の充実 ■多様な市民ニーズを踏まえた交通体系が求められる
評価指標 4 路線バスの利用促進 達成	市民アンケートにおける公共交通の利用実態、移動ニーズの変化 ・ 外出頻度に大きな変化はない ・ 高齢になるほど最寄りバス停まで無理なく歩ける人が減少 ・ 自動車がないと移動が不便なため、運転免許の返納を考えられない高齢者 ・ バスの運行情報の発信へのニーズが増大	バス停まで歩くのが困難な高齢者 移動が不便になるため免許返納できない高齢者の存在 公共交通の運行情報の発信（再掲）	④公共交通の利用環境向上 ■交通結節点の乗り換え環境の向上、バリアフリー化が求められる ■バス停環境の改善が求められる ■運行情報の発信の強化
評価指標 5 市内循環バスの利用促進 達成	公共交通の運行環境 ・ バス・タクシーで運転手不足、将来の担い手の不在 ・ バスの休憩場所の確保に対する要望 ・ バス路線上の一部に混雑箇所、危険箇所が存在	運転手不足（再掲） 効率的な運転手の休憩・待機場所 バス路線上の危険箇所・渋滞箇所	⑤運転手不足への対応 ■バス・タクシー等の深刻な担い手不足の解消が求められる
評価指標 6 市内循環バスの利用促進（収支率の増加） 達成			⑥まちの拠点の強化 ■コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくりの推進 ■駅周辺の将来像の実現に向けた取り組みが求められる
評価指標 7 バスの利用環境の改善 達成			⑦高齢者等の移動支援の効果的な実施 ■バス停まで歩くのが困難な高齢者の移動支援が求められる ■公的負担の増大への対応
評価指標 8 シェアサイクルの利用促進 未達成			

第1次計画において設定した課題
(継続する課題)

重点的に取り組む課題
(新たに追加する課題)

2 目指すべき地域公共交通体系

計画の基本的な方針及び目標を踏まえ、本市の目指すべき地域公共交通体系を次のように設定する。既存の交通手段の利便性を維持・向上しながら、新たな交通手段を導入し、各交通手段が連携して、きめ細かな運行サービスを提供する地域公共交通体系を構築する。

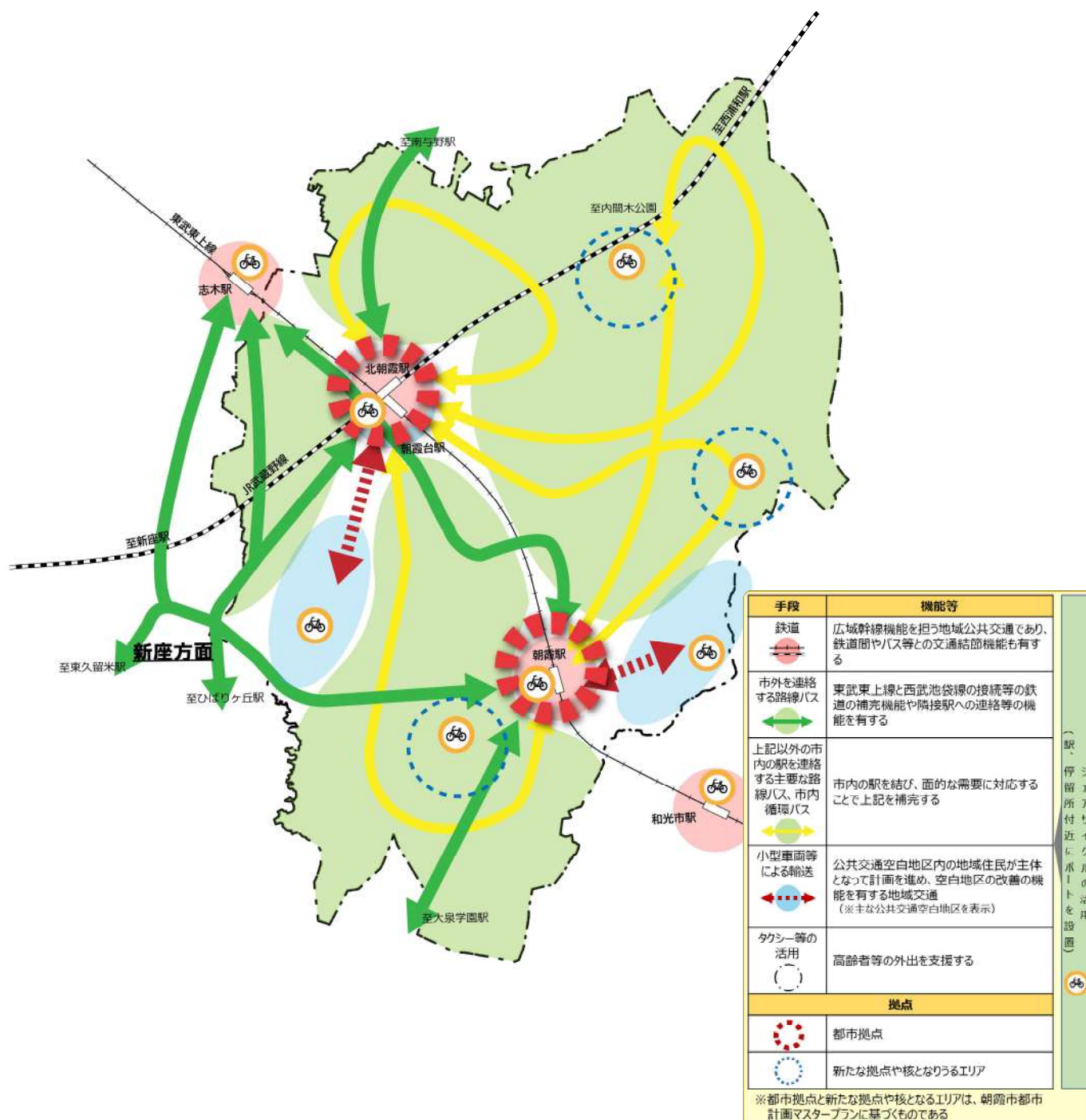


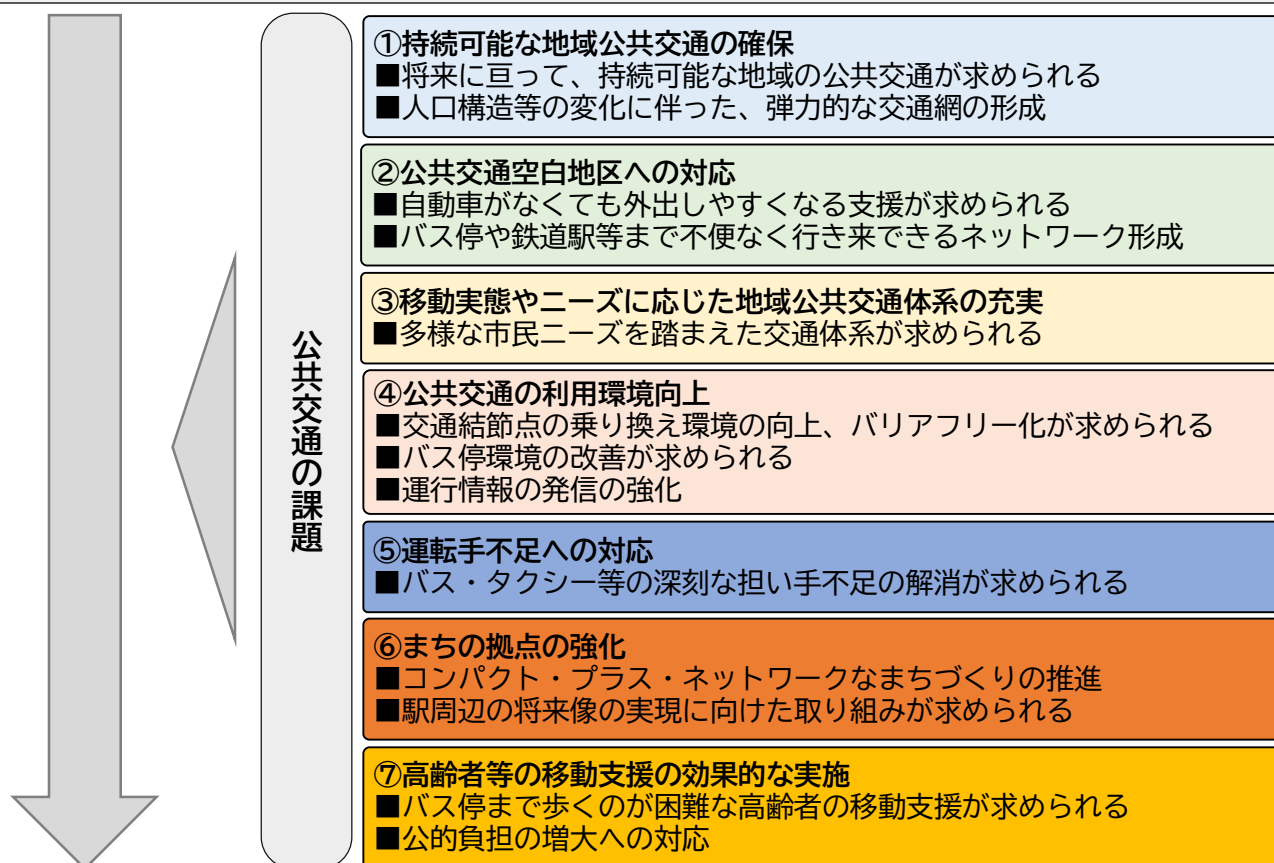
図 9 目指すべき地域公共交通体系

3 基本的な方針及び計画目標

上位・関連計画等を踏まえ、計画の基本的な方針を以下のように設定する。また、基本的な方針及び地域公共交通の課題を踏まえ、計画の目標を設定する。

基本的な方針

～みんなで守る 快適な暮らしを支える 地域公共交通～
“誰もが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞”



【計画目標Ⅰ】

だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

- ・買い物や通院、通勤、通学など日常生活の移動を支える便利で快適な交通ネットワークの形成
- ・公共交通空白地区や、バス停まで歩くのが難しい高齢者等に対応した公共交通体系の構築
- ・まちづくりと連動した駅周辺の利便性向上、ウォーカブル化の実現

【計画目標Ⅱ】

市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

- ・公共交通を維持、発展させていくためには、行政だけの取り組みでは限界があるため、市民や交通事業者等と一体となって「守り、支え、育てる」持続可能な公共交通の仕組みの構築
- ・低炭素社会の実現に資する環境共生型の公共交通ネットワークの構築

第4章 計画目標に対する施策

Ⅰ 施策の体系

本計画の目標に対する施策の方向性を以下のように整理する。

【計画目標Ⅰ】 だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

- 方向性① 公共交通空白地区の改善に向けた生活道路の整備や新たな公共交通の段階的な導入
- 方向性② 総合的な交通情報案内サービスの提供
- 方向性③ 定時性、速達性、安全性を高める通行環境の整備
- 方向性④ シェアサイクル等を活用した細かい移動ツールの提供
- 方向性⑤ まちの拠点としての環境整備
- 方向性⑥ バス停まで歩いていくのが難しい高齢者等の移動手段の確保
- 方向性⑦ 広域連携による移動手段の維持・確保

【計画目標Ⅱ】 市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

- 方向性⑧ 路線バスの維持・確保
- 方向性⑨ 市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し
- 方向性⑩ バス待ち環境の充実
- 方向性⑪ 運転手の確保に向けた対策の実施
- 方向性⑫ 公共交通の利用促進に向けた意識の醸成
- 方向性⑬ 地域が率先して地域公共交通を守り育てる意識の向上
- 方向性⑭ 地域公共交通の持続可能性と公共交通空白地区の改善が両立する評価基準等を定め PDCA サイクルによる運行管理の実施

2 各施策の事業内容

それぞれの方向性に対応する施策を以下に整理する。また各施策の内容は次頁以降に整理する。

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性	施策
方向性① 公共交通空白地区の改善に向けた生活道路の整備や新たな公共交通の段階的な導入	施策①-1 先行検討地区の本格運行の検討 施策①-2 導入ルートを確認するための道路整備 施策①-3 公共交通空白地区への導入ガイドラインの更新
方向性② 総合的な交通静穏案内サービスの提供	施策②-1 各交通手段が一体となった公共交通の総合的案内による利用者の利便性向上 施策②-2 市の広報誌、LINE、SNS 等を通じた交通情報案内ツールの紹介
方向性③ 定時性、速達性、安全性を高める通行環境の整備	施策③-1 道路整備基本計画に基づく道路整備推進 施策③-2 都市計画道路の整備推進 施策③-3 バス走行空間の向上
方向性④ シェアサイクル等を活用した細かい移動ツールの提供	施策④-1 サイクルポート設置 施策④-2 乗り継ぎ拠点の整備推進
方向性⑤ まちの拠点としての環境整備	施策⑤-1 朝霞駅南口の交通安全対策の推進 施策⑤-2 朝霞台駅の駅舎改修及び周辺環境の再編の検討 施策⑤-3 交通事業者との協議・調整 施策⑤-4 人中心のウォーカブルな空間の形成
方向性⑥ バス停まで歩いていくのが難しい高齢者等の移動手段の確保	施策⑥-1 面的な移動支援施策の導入
方向性⑦ 広域連携による移動手段の維持・確保	施策⑦-1 周辺自治体と連携した公共交通の運行に向けた検討

【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性	施策
方向性⑧ 路線バスの維持・確保	施策⑧-1 路線バスの維持・確保への取組 施策⑧-2 駅周辺での待機スペースの確保
方向性⑨ 市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し	施策⑨-1 利用実態に応じた運行計画の見直し 施策⑨-2 利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分 施策⑨-3 路線バス初乗り運賃と均衡の取れた運賃の検討 施策⑨-4 地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討
方向性⑩ バス待ち環境の充実	施策⑩-1 上屋、ベンチ等の設置箇所の抽出と整備検討 施策⑩-2 バス待ち環境の充実に向けた財政面の工夫 施策⑩-3 「バスまちスポット」「まち愛スポット」の啓発活動の継続
方向性⑪ 運転手の確保に向けた対策の実施	施策⑪-1 運転手募集の継続的な周知活動 施策⑪-2 運転手の就職相談 施策⑪-3 運転手が働きやすい環境の整備
方向性⑫ 公共交通の利用促進に向けた意識の醸成	施策⑫-1 運転免許自主返納の啓発 施策⑫-2 各交通手段が一体となった公共交通の総合的案内による利用者の利便性向上 施策⑫-3 公共交通のセールスポイントの発信
方向性⑬ 地域が率先して地域公共交通を守り育てる意識の向上	施策⑬-1 市内循環バスの車内等に利用状況や行政負担の状況を示した資料の掲示 施策⑬-2 地域住民が主体となった組織・活動の立ち上げ
方向性⑭ 地域公共交通の持続可能性と公共交通空白地区の改善が両立する評価基準等を定め PDCA サイクルによる運行管理の実施	施策⑭-1 市内循環バス、公共交通空白地区の改善策の運行を定期的に継続、見直しを判断するための PDCA サイクルの作成

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性① 公共交通空白地区の改善に向けた生活道路の整備や新たな公共交通の段階的な導入

■施策の考え方

- 公共交通空白地区の多くは道路幅員が狭く、現在の交通環境ではバスの運行が難しい。これに対して長期的には道路整備、短期的には小型車両等による新たな公共交通の運行を行う。
- その際、路線バスや市内循環バスの利用者との運賃負担に対する公平性を保つため、運行経費の上限を定めた運行や有償運行が基本となる。
- 3地区を先行検討地区と位置づけ、そのうち上内間木地区は、近隣を運行する市内循環バス内間木線の車両の小型化に合わせ、令和6(2024)年4月に運行経路を変更することで公共交通の乗り入れを実現している。また残る根岸台7丁目地区、膝折町4丁目地区については、令和6(2024)年12月よりワゴン車による実証運行が行われている。

■事業効果

- 誰もが移動しやすい、面的な公共交通ネットワークの形成が期待される。
- 先行検討地区の検討を通して、より効果的、効率的な検討、実施の枠組みが整理される。

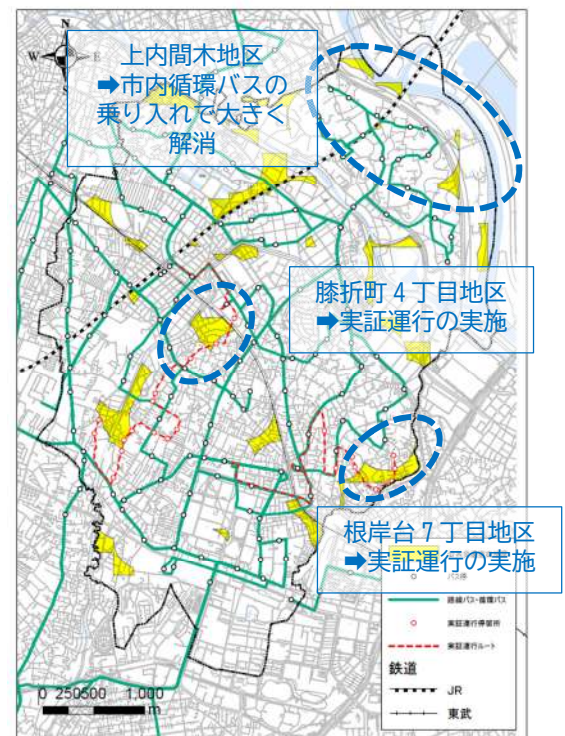
■具体的な施策

- 施策①-1 先行検討地区の本格運行の検討
- 施策①-2 導入ルートを確認するための道路整備
- 施策①-3 公共交通空白地区への導入ガイドラインの更新

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5 年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
施策①－1 先行検討地区の 本格運行の検討	実証運行		本格運行開始 or 見直し			
施策①－2 導入ルートを確認するための道路整備	継続して実施					
施策①－3 公共交通空白地区への導入ガイドラインの 更新	更新	運用				

▼先行検討地区の取り組み状況



■具体的な施策の実施方針

施策①-1 先行検討地区の本格運行の検討

(事業主体：朝霞市、地域住民、交通事業者)

- 先行検討地区として位置付けた3地区のうち、令和6(2024)年12月より新たな公共交通(わくわくワゴン)の実証運行を行っている根岸台7丁目地区(「ねぎし号」)、膝折町4丁目地区(「ひざおり号」)については、最大3年まで社会実験を延長し、その実績を踏まえつつ、本格運行の検討を行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・運行実績や路線バス等への影響等を考慮したうえで、運行計画の見直しを検討 ・運行事業者や地域公共交通協議会との調整
地域住民	・地域組織を中心に朝霞市と連携し、運行計画の見直しを検討 ・利用促進の活動
運行事業者	・運行管理、運行実績の提供

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
先行検討地区への新たな公共交通の導入	実証運行	→	本格運行開始 or 見直し	→	→	→

施策①-2 導入ルートを確認するための道路整備

(事業主体：朝霞市)

- 朝霞市道路整備基本計画に基づき優先整備路線に位置付けられた路線の整備を推進するとともに、ハイエースなどの小型車両が通行しやすいような環境整備について検討を行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・朝霞市道路整備基本計画に基づき、道路整備を推進

▼公共交通空白地区内の優先整備路線の位置づけ



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
導入ルートを確認するための道路整備	→	→	→	→	→	→

施策①-3 公共交通空白地区への導入ガイドラインの更新

(事業主体：朝霞市、地域住民)

- 公共交通空白地区の改善に向け、令和3(2021)年10月に策定した「公共交通空白地区への導入ガイドライン」について、実証運行を行っている「ねぎし号」「ひざおり号」の状況を踏まえ更新する。
- 現行のガイドラインで運行導入要件となっている収支率30%以上、運行継続要件となっている収支率36%は、一度の運行で多くの乗客を乗せることができないワゴン車での運行で到達することが難しく、市内循環バス内間木線においても到達できていない状況から、新たな指標の導入を含め見直しを行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・公共交通空白地区へ新たな公共交通を導入するための検討体制や流れ等を整理した、ガイドラインを更新し、先行検討地区での運行計画見直しや、他の地区における検討への活用を促す
地域住民	・朝霞市が作成するガイドラインを基に、運行計画を策定

【ワゴン車での運行している公共交通の収支率の実績】

コース	運行概要	運賃	収支率
市内循環バス 内間木線	週7日運行、片道1日8便 北朝霞駅前～内間木公園	180円 (小児90円)	10.9% (令和6年度)
わくわくワゴン ねぎし号	週3日運行、片道1日13便/14便 朝霞駅東口～コートエスプランサ前 ※令和6年12月～令和7年11月の運行計画	200円 (小児100円)	4.8% (令和6年12月～令和7年11月見込み)
わくわくワゴン ひざおり号	週3日運行、片道1日9便 北朝霞駅～西朝霞公民館前	200円 (小児100円)	7.6% (令和6年12月～令和7年11月見込み)

【公共交通空白地区への導入ガイドライン】

- ・地域住民が主体となって新たな公共交通の検討を進められるよう、検討の手順や方法を示している
- ・運行導入要件、運行継続要件として収支率を用いている。

▼公共交通空白地区への導入ガイドライン（一部）

令和3年10月
朝霞市地域公共交通協議会

●需要調査と沿線住民の意向把握（アンケート調査）
●運行導入要件の適合の確認
●経費率算定の算定

●実証運行の実績確認
●運行の継続判断
●運行の見直し協議

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
公共交通空白地区への導入ガイドラインの作成と運用	更新	運用				

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性② 総合的な交通情報案内サービスの提供

■施策の考え方

- 市内の9割以上が鉄道やバスが利用できる公共交通ネットワークの環境にあることから、そのサービスを分かりやすく市民や来訪者に広く提供することが重要となる。
- 市内循環バスの「バスマップ&時刻表」を更新し、新たな交通手段を含め市内の公共交通の利用方法がオールインワンとなった総合的な案内を作成する。
- バスロケーションシステムやGoogle マップでの経路検索など、これまで導入してきた情報案内ツールの存在や使い方を周知するとともに、公共交通の使い方についても発信を行う。

■事業効果

- 公共交通の使い方が広く周知されることで、利用促進が期待される。
- 情報案内ツールが普及することで、利用者の待ち時間の有効活用や待ち時間のストレスの軽減につながることを期待される。

■具体的な施策

- 施策②-1 各交通手段が一体となった公共交通の総合的な案内による利用者の利便性向上
- 施策②-2 市の広報誌、LINE、SNS 等を通じた交通情報案内ツールの紹介

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5 年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
施策②-1 各交通手段が一体となった公共交通の総合的な案内による利用者の利便性向上						
施策②-2 市の広報誌、LINE、SNS 等を通じた交通情報案内ツールの紹介						

■具体的な施策の実施方針

施策②-1 各交通手段が一体となった公共交通の総合的な案内による利用者の利便性向上 (事業主体：朝霞市)

- 現在の「バスマップ&時刻表」は市内循環バスの路線図・時刻表に加え路線バスの路線図も網羅した、ものになっているが、これをバスの乗り方、シェアサイクルや今後導入される新たな交通手段の使い方なども含めた総合的な利用ガイドとして更新するとともに、市ホームページにも同様の情報を掲載する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・総合的な利用ガイドの作成・配布、ホームページの更新

【他市の事例】

(埼玉県鴻巣市 出典：鴻巣市ホームページ)

- ・「鴻巣市公共交通利用ガイド」はコミュニティバスの路線図、時刻表のほか、市で運行する乗合タクシー、デマンド交通の予約方法の案内が一体となっている。
- ・デマンド交通の利用者は当日限り有効のコミュニティバス無料乗車券を配布する取り組みも紹介されているほか、路線図には市のおすすめスポットが掲載されている。

▼鴻巣市公共交通利用ガイド（一部）



▼交通手段の概要、予約方法



▼乗り場の案内



▲施策の紹介（無料券配布）

上野コース		中央コース		北コース			
バス停	時刻	バス停	時刻	バス停	時刻		
上野駅	7:00, 7:30, 8:00, 8:30, 9:00, 9:30, 10:00, 10:30, 11:00, 11:30, 12:00, 12:30, 13:00, 13:30, 14:00, 14:30, 15:00, 15:30, 16:00, 16:30, 17:00, 17:30, 18:00, 18:30, 19:00, 19:30, 20:00, 20:30, 21:00, 21:30, 22:00, 22:30, 23:00, 23:30, 24:00		中央駅	7:00, 7:30, 8:00, 8:30, 9:00, 9:30, 10:00, 10:30, 11:00, 11:30, 12:00, 12:30, 13:00, 13:30, 14:00, 14:30, 15:00, 15:30, 16:00, 16:30, 17:00, 17:30, 18:00, 18:30, 19:00, 19:30, 20:00, 20:30, 21:00, 21:30, 22:00, 22:30, 23:00, 23:30, 24:00		北駅	7:00, 7:30, 8:00, 8:30, 9:00, 9:30, 10:00, 10:30, 11:00, 11:30, 12:00, 12:30, 13:00, 13:30, 14:00, 14:30, 15:00, 15:30, 16:00, 16:30, 17:00, 17:30, 18:00, 18:30, 19:00, 19:30, 20:00, 20:30, 21:00, 21:30, 22:00, 22:30, 23:00, 23:30, 24:00
上野駅	7:00, 7:30, 8:00, 8:30, 9:00, 9:30, 10:00, 10:30, 11:00, 11:30, 12:00, 12:30, 13:00, 13:30, 14:00, 14:30, 15:00, 15:30, 16:00, 16:30, 17:00, 17:30, 18:00, 18:30, 19:00, 19:30, 20:00, 20:30, 21:00, 21:30, 22:00, 22:30, 23:00, 23:30, 24:00		中央駅	7:00, 7:30, 8:00, 8:30, 9:00, 9:30, 10:00, 10:30, 11:00, 11:30, 12:00, 12:30, 13:00, 13:30, 14:00, 14:30, 15:00, 15:30, 16:00, 16:30, 17:00, 17:30, 18:00, 18:30, 19:00, 19:30, 20:00, 20:30, 21:00, 21:30, 22:00, 22:30, 23:00, 23:30, 24:00		北駅	7:00, 7:30, 8:00, 8:30, 9:00, 9:30, 10:00, 10:30, 11:00, 11:30, 12:00, 12:30, 13:00, 13:30, 14:00, 14:30, 15:00, 15:30, 16:00, 16:30, 17:00, 17:30, 18:00, 18:30, 19:00, 19:30, 20:00, 20:30, 21:00, 21:30, 22:00, 22:30, 23:00, 23:30, 24:00

路線図、
おすすめ
スポット
の紹介▶



▲時刻表

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
各交通手段が一体となった公共交通の総合的案内による利用者の利便性向上	検討・作成・更新					

施策②-2 市の広報誌、LINE、SNS 等を通じた交通情報案内ツールの紹介

(事業主体：朝霞市)

- バスロケーションシステムや Google マップでの情報検索などの案内ツールを広報誌や LINE、SNS 等で定期的に発信して認知度の向上を図る。
- 合わせて公共交通手段の乗り方や、利用することのメリットなどの発信を行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・ 広報誌への掲載、LINE・SNS 等での発信

【他市の事例】

(茨城県水戸市 出典：水戸市公式 X)

▼X でバスロケーションシステムを
周知



(千葉県佐倉市 出典：佐倉市役所市公式 Instagram)

▼Instagram でコミュニティバスが Google マップで検索可能に
なったことを周知



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
市の広報誌、LINE、SNS 等を通じた交通情報案内ツールの紹介	継続して実施					

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性③ 定時性、速達性、安全性を高める通行環境の整備

■施策の考え方

- 路線バス・市内循環バスの速達性や定時性を保持すると同時に、歩道を利用する市民の安全性を確保する。
- 令和元(2019)年5月に策定された『道路整備基本計画』に基づき道路整備を実施する。
- バスバイ※の設置や PTPS（公共車両優先システム）の導入検討を行う。

■事業効果

- バスの定時性や目的地までの所要時間が短縮し利便性が高まるとともに、道路拡幅等により公共交通空白地区の改善が期待される。
- 渋滞の改善や一定幅の歩道が確保されることにより、歩行者等の安全性が確保される。
- 回送バスの運行距離や乗務員の交代時間の短縮により効果的、効率的な運行が期待される。
- バス運行の安全性が向上する。

■具体的な施策

施策③-1 道路整備基本計画に基づく道路整備推進

施策③-2 都市計画道路の整備推進

施策③-3 バス走行空間の向上

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策③-1 道路整備基本計画に基づく道路整備推進	整備					
施策③-2 都市計画道路の整備推進	整備					
施策③-3 バス走行空間の向上	検討・整備					

■具体的な施策の実施方針

施策③-1 道路整備基本計画に基づく道路整備推進

施策③-2 都市計画道路の整備推進

(事業主体：朝霞市)

- 定時性、速達性の向上やバス停までの安全性の向上、公共交通空白地区内の通行空間を確保するため、都市計画道路の整備推進や道路整備基本計画に基づく道路整備を推進する。
- 歩行者の安全確保の観点からも、都市計画道路等、道路空間に余裕が生まれる路線においては、道路空間の再配分等により、歩行者や滞留者の空間を緩やかに区分しながら共存出来る舗装や植栽、ベンチの設置などの工夫を検討する。

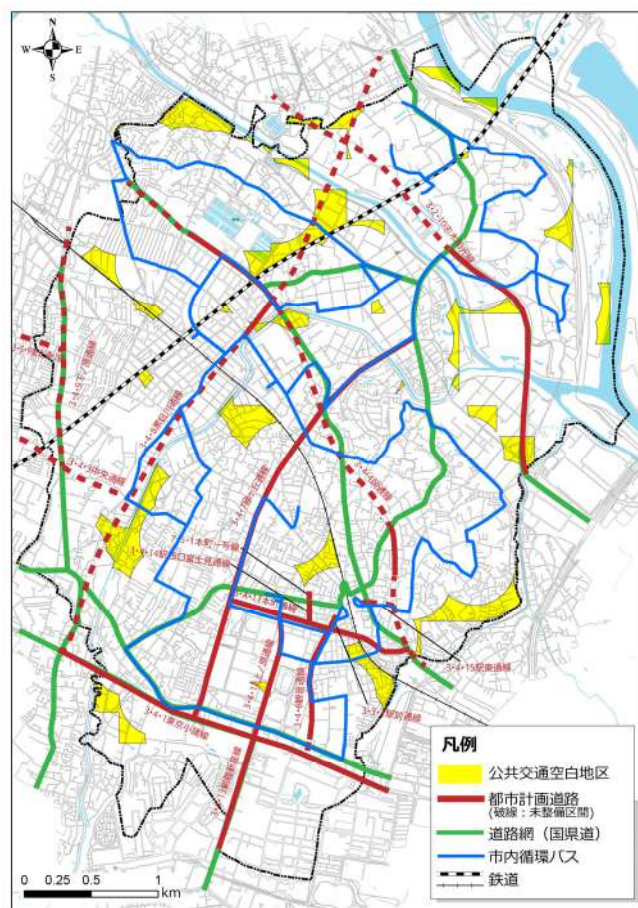
事業主体	実施内容
朝霞市	・道路整備基本計画に基づき、道路整備を推進

▼朝霞市道路整備基本計画の優先整備路線



- ・地域の特性に配慮しながら事業化に向けた検討を行うとともに、現在事業中である路線の進捗状況や財政状況、まちづくりの機運の高まりなどを勘案しながら順次事業を進める。

▼都市計画道路整備状況



- ・市内の都市計画道路の整備率は、約 54%となっており、県全域の平均整備率 61%（平成 28 年度末時点）と比較しても低い水準。
- ・市内を南北に通る 3・4・8 黒目川通線や市内の西側に位置し、隣接市と接続する 3・4・9 下ノ原通線、3・4・3 中央通線、3・5・9 東北通り線等が未整備。

●スケジュール

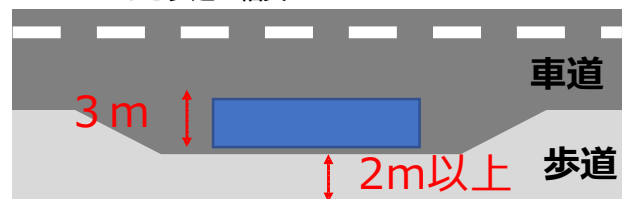
施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
道路整備基本計画に基づく道路整備推進	整備					
都市計画道路の整備推進	整備					

施策③-3 バス走行空間の向上

(事業主体：朝霞市、交通事業者)

- バスが停車すると後続車が追い越せなくなる道路では、道路混雑の悪化を招く恐れがあることから、新設道路や道路改良においてはバスベイ（台形型）の設置を検討する。また、既存の道路では、道路状況を踏まえ、歩道への影響を踏まえつつ設置を検討する。
- バスベイの幅員は3m、歩道はベンチ等を除く有効幅員 2m以上の確保を基本とするが、道路管理者、交通管理者との調整、協議を行い、道路状況に応じて縮小を検討する。
- また、バスの定時性の確保に難がある区間や、経路変更により運行距離の増加が見込まれる区間に関しては、PTPS（公共車両優先システム）の導入や効果を高める専用道路空間の確保により、バスの運行に合わせた走行環境の整備の検討を行う。

▼バスベイと歩道の幅員



事業主体	実施内容
朝霞市	・バス事業者のヒアリング等により、渋滞発生箇所等を考慮して、バスベイの整備検討を行う。また PTPS や効果を高める専用走行空間の導入検討を行う。
交通事業者	・朝霞市と協議・調整を行う

【朝霞市内の整備済みバス停】



▲みやど公園 バス停

【PTPS（公共車両優先システム）】

PTPS はバスなどの公共車両が優先的に通行できるよう、専用・優先レーンの設置や、停止時間を短縮する信号制御等を通じて支援するシステム



(参考:愛知県 ITS 推進協議会ホームページ)

【走行空間の向上の工夫】



▲駅前広場に接続するバス等専用レーン (JR 松本駅)



▲駅方面にバスのみ通行できる交差点の交通規制続 (武蔵野市 吉祥寺駅)

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
バス走行空間の向上	検討・整備					

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性④ シェアサイクル等を活用した細かい移動ツールの提供

■施策の考え方

- 朝霞市では平成31(2019)年1月よりシェアサイクルの実証実験を開始し、駅やバス停付近、主要な生活施設を中心にサイクルポートの整備を推進してきた。令和2(2020)年2月には朝霞市がポート密度（ポート数を行政面積で除したもの）で日本一となり、令和7(2025)年10月時点では149箇所のポートが市内に設けられている。
- 貸出回数も右肩上がりが増加しており、令和6(2024)年度には60万回/年を超えるなど、鉄道や路線バス、市内循環バスを補完する市民の足の1つとして定着しつつある。
- 市民ニーズやポートの配置状況などを勘案し、ポートの設置を進めるとともに、バス停とポートが集約された乗り継ぎ拠点を整備し、乗り継ぎの利便性向上を通じて既存の公共交通の利用拡大に繋げる。

■事業効果

- 市民や来訪者が手軽に利用できる交通手段として、回遊性の向上やファースト/ラストワンマイル※の移動しやすさが向上する。
- ファースト/ラストワンマイルの移動しやすさが向上することで自動車移動からの転換が促され、路線バス、市内循環バスなど既存の公共交通の利用の拡大が期待されるとともに、環境への負荷軽減や、放置自転車の防止などにも寄与する。
- 遅い時間のバス便が減便されやすい中で、バスの運行していない補完する交通手段として機能することで、公共交通空白地区内の移動の利便性の向上に寄与する。

■具体的な施策

施策④-1 サイクルポート設置

施策④-2 乗り継ぎ拠点の整備推進

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策④-1 サイクルポート設置	検討・実施					
施策④-2 乗り継ぎ拠点の整備推進	検討・整備					

■具体的な施策の実施方針

施策④-1 サイクルポート設置

(事業主体：朝霞市、交通事業者)

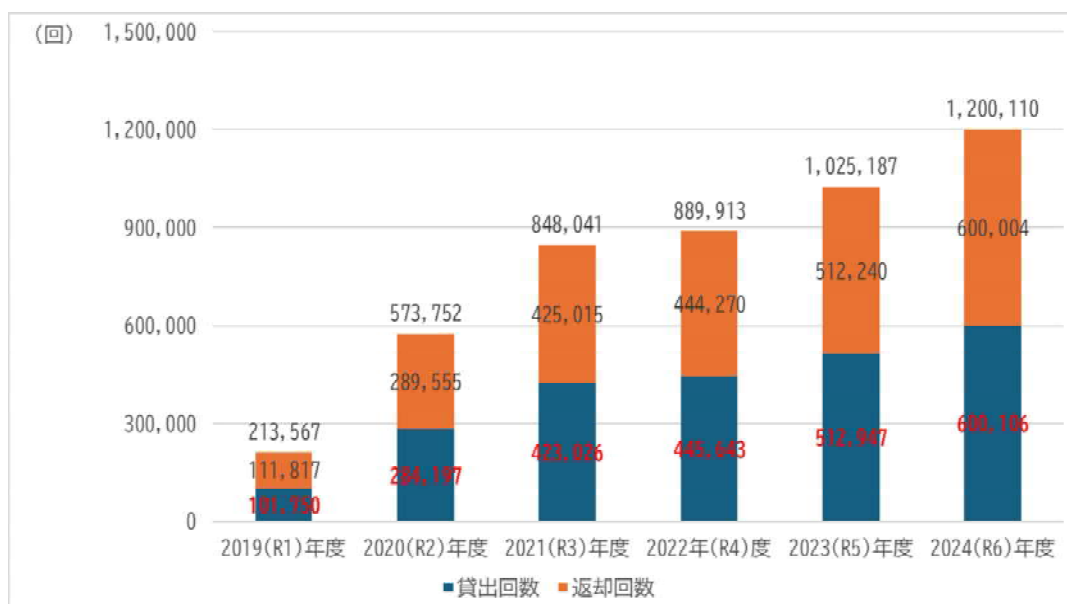
▼公共交通空白地区内のサイクルポート
(西朝霞公民館)



- 駅やバス停付近、主要な生活施設、また公共交通空白地区内においてまだ設置されていない箇所や、稼働状況から周辺で台数が不足していると判断されるエリアを整理し、計画的にサイクルポートの設置検討を進める。
- サイクルポート数の増加により、シェアサイクルの利便性が向上し、貸出・返却回数が増加しており、引き続きサイクルポートの増設を検討する。
- 近隣市の志木市や和光市、新座市においても、シェアサイクル事業が実施されており、ポートの設置を進めることで地域間の移動しやすさや回遊性の向上を図る。

事業主体	実施内容
朝霞市	・サイクルポートの設置要望（公共交通空白地区内や主要な施設付近、最寄りの路線バス付近等） ・利用案内の実施（主に高齢者向け）
交通事業者	・サイクルポートの設置、維持・管理 ・利用状況等の解析 ・設置依頼や用地提供等の地元との交渉

【朝霞市内のシェアサイクルの利用状況】



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
サイクルポート設置			検討・実施			

施策④-2 乗り継ぎ拠点の整備推進

(事業主体：朝霞市、交通事業者)

- バス路線の分岐点となっている箇所や起終点部、周辺の公共施設や民間施設などに、サイクルポート等を設置することによって、路線バス・市内循環バスとシェアサイクルなど、複数の交通手段間のスムーズな乗り継ぎを支え、移動の利便性や選択性、快適性を向上させるとともに、バスの利用増に繋げることを目指す。
- 新たな拠点の整備とともに、既に市内循環バスのバス停とシェアサイクルポートが隣接している朝霞市民会館のような場所も統一的な呼称を与えて周知することにより、乗り継ぎ拠点としての活用を促す。

事業主体	実施内容
朝霞市	・乗り継ぎ拠点の整備可能箇所の検討、整備
交通事業者	・サイクルポートの設置、維持・管理 ・設置依頼や用地提供等の地元との交渉

【他市の事例】

(小田急バス「hocco」(東京都武蔵野市) 出典：国土交通省 不動産業アワード資料)

- ・既存のバス転回場に、近接するバス停の待ち合いスペース住居兼用の店舗を設けた上、シェアサイクルポート、シェアカーの駐車スペースを配置し、駅から離れた地域の拠点として整備している。



シェアサイクルポート

バス降車場



シェアカーの駐車スペース

(神奈川県横浜市「野七里テラス」)

- ・大規模戸建住宅団地「ネオポリス」の開発から40年以上経過した団地の活性化を図るため、コンビニエンスストア併設型のコミュニティ施設「野七里テラス」をオープンさせ、合わせてバスの転回場を整備し、乗り継ぎ拠点として機能させている。



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
乗り継ぎ拠点の整備推進	検討・整備					

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性⑤ まちの拠点としての環境整備

■施策の考え方

- 駅周辺については、朝霞市都市計画マスタープランに基づき、ウォーカブル化※を推進することとしている。また、エリアプラットフォームにより、エリアビジョンが作成され官民連携で周辺道路の交通安全対策、人中心のウォーカブルな空間の形成に取り組んでいる。
- 朝霞台駅及び北朝霞駅は、将来的にホームドアの設置が必要となっているほか、朝霞台駅は鉄道事業者による既存駅舎の改修の検討が進められている。
- 駅周辺の交通結節点機能（駅舎、自由通路、駅前広場、バス・タクシー乗り場）を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン化※を図る。
- 朝霞市として、交通事業者と連携し、ホームドアの設置や商業施設の充実等を協議・調整していく。

■事業効果

- 駅周辺における歩行者の安全確保、賑わいの創出につながる。
- 高齢者、障がい者等の移動の円滑化が図れるとともに、朝霞台駅と北朝霞駅との乗り換え利便性の向上が期待される。

■具体的な施策

施策⑤－１ 朝霞駅南口の交通安全対策の推進

施策⑤－２ 朝霞台駅の駅舎改修及び周辺環境の再編の検討

施策⑤－３ 交通事業者との協議・調整

施策⑤－４ 人中心のウォーカブルな空間の形成

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：５年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
施策⑤－１ 朝霞駅南口の交通安全対策の推進	安全対策等の設計整備					
施策⑤－２ 朝霞台駅の駅舎改修及び周辺環境の再編の検討	駅舎の改修					
	周辺環境の再編検討・実施					
施策⑤－３ 交通事業者との協議・調整	協議・調整					
施策⑤－４ 人中心のウォーカブルな空間の形成	協議・調整・実施					

■具体的な施策の実施方針

施策⑤-1 朝霞駅南口の交通安全対策の推進

(事業主体：朝霞市、埼玉県、バス事業者)

- 「朝霞駅南口周辺地区交通安全対策基本構想」に基づき、朝霞駅南口駅前通りの無電柱化や、地区内の道路空間の再配分、周辺道路での速度抑制の取り組みなどの交通安全対策を実施する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・市道上の安全対策の実施、地区内の道路空間の再配分
埼玉県	・県道の無電柱化、地区内の道路空間の再配分
バス事業者	・バスの迂回等無電柱化工事への協力

【朝霞駅南口周辺地区交通安全対策基本構想の取り組み】

▼想定される交通安全対策

5-4 安全な交通環境の実現に向けた取り組み



▼安全対策実施後の朝霞駅南口駅前通りのイメージ



▼交通安全対策(交差点ハンプ設置)の社会実験(令和6年7月実施)



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
朝霞駅南口の交通安全対策の推進	安全対策等の設計・整備					

施策⑤-2 朝霞台駅の駅舎改修及び周辺環境の再編の検討

(事業主体：朝霞市、地域住民、交通事業者)

- 東武鉄道が現在検討している朝霞台駅の駅舎改修と、それに合わせて、それぞれの役割や活用方法を含めた駅前広場や自由通路及び周辺環境の再編を検討する。
- 周辺環境の再編にあたっては、交通安全対策を含めた歩行者優先な道路等のあり方を検討する。
- 北朝霞駅西口ロータリーの広場化を進める。

事業主体	実施内容
朝霞市	・ 駅舎改修と合わせた駅前広場や自由通路等、周辺環境の再編の検討 ・ 北朝霞駅西口ロータリーの改修
地域住民	・ 駅前広場の活用方法の検討への参画
交通事業者	・ 駅舎改修と合わせた駅前広場や自由通路等、周辺環境の再編の検討

【朝霞台駅・北朝霞駅の周辺環境】

▼朝霞台駅北口ロータリー



▼北朝霞駅西口ロータリー広場化実証実験(令和6年9月)



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
朝霞台駅の駅舎改修及び周辺環境の再編の検討	駅舎の改修					
	周辺環境の再編検討・実施					

施策⑤-3 交通事業者との協議・調整

(事業主体：朝霞市、交通事業者)

- 駅舎及び駅前広場等の利便性向上に向け、交通事業者と連携し、協議・調整を実施する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・ 交通事業者と連携し、輸送力の増強や駅構内のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進等について協議・調整する
交通事業者	・ 市と連携し、課題等の解決に向けて、協議・調整を図る

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
交通事業者との協議・調整	協議・調整					

施策⑤-4 人中心のウォーカブルな空間の形成

(事業主体：朝霞市、埼玉県、バス事業者)

- 令和 5(2023)年 1 月に朝霞駅周辺エリア等でのウォーカブルなまちづくり構想が「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に採択されている。
- 朝霞駅南口周辺の「エリアビジョン」では「人中心のみちづくりプロジェクト」の推進が位置づけられており、その取り組みとして道路空間の再配分や壁面後退により歩行空間を確保するとともに、荷捌きや駐車場の適正化を図る。
- 「北朝霞・朝霞台駅周辺地区 未来ビジョン」では、「暮らす」「働く」「訪れる」といった日常の活動が重なり、出会いの場として機能するウォーカブルな公共空間が目指す将来像とされ、実現に向けた取り組みとして西口ロータリーの整備やファニチャーの設置、イベントの実施、交通安全対策の検討・導入等が位置づけられている。

事業主体	実施内容
朝霞市	・沿道住民・店舗との交渉、地区内の道路空間の再配分、荷捌き駐車専用スペース確保の検討等 ・北朝霞駅西口ロータリーの改修、ファニチャーの設置
地域住民	・エリアプラットフォームへの参画によるビジョン実現の推進
埼玉県	・県道の無電柱化、地区内の道路空間の再配分
バス事業者	・バスの迂回等無電柱化工事への協力

【ウォーカブル化を目指した駅周辺の将来像】

▼あさかエリアデザイン会議「エリアビジョン」におけるウォーカブル化に向けた取り組み
(朝霞駅南口周辺エリアの将来像)



▼北朝霞・朝霞台エリアプラットフォーム「北朝霞・朝霞台駅周辺地区 未来ビジョン」におけるウォーカブル化を目指した将来像



●スケジュール

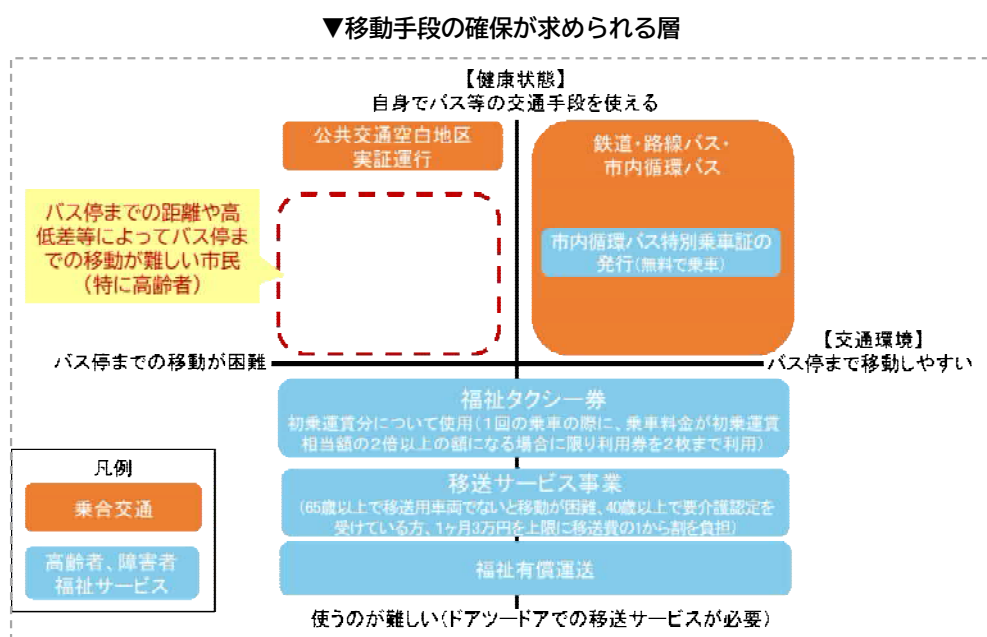
施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
人中心のウォーカブルな空間の形成	協議・調整・実施					

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性⑥ バス停まで歩いていくのが難しい高齢者等の移動手段の確保

■施策の考え方

- 都市建設部が行っている面的な交通ネットワークの構築と、福祉部で実施している福祉の移動支援のはざまにいる方、具体的には、バス停までの移動が困難な方で、福祉の移動支援を受けられない方などを支援するため、外出支援につながる新たな移動支援の導入を目指す。
- デマンド交通（タクシーの利用補助）など、ドアツードアもしくはそれに近い形で運行できる手段を検討する。



■事業効果

- バス停まで歩いていくことが難しい市民の移動手段が確保され、外出が促進される。

■具体的な施策

施策⑥-1 面的な移動支援施策の導入

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑥-1 面的な移動施策の導入	実証運行					本格運行 or 見直し

■具体的な施策の実施方針

施策⑥-1 面的な移動支援施策の導入

(事業主体：朝霞市、交通事業者)

- バス停までの移動が難しい高齢者等の外出支援・移動支援に向け、ドアツードアもしくはそれに近い形の交通手段を導入する。
- デマンド交通※（タクシーの利用補助）などから最適な方法を選択し、実証運行を行って効果や他の交通手段への影響を検証するとともに、制度設計の継続的な見直しを行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・都市建設部、福祉部で連携し最適な交通手段を選定、実証運行及び効果検証を実施
交通事業者	・朝霞市の委託を受け運行

【他市の事例】

(埼玉県富士見市 出典：富士見市ホームページ)

- ・「富士見市デマンドタクシー（タクシー補助制度）」は70歳以上の方、要支援・要介護認定者及び事業対象者、障がいのある方（福祉タクシー券の対象者を除く）、妊婦、未就学児を対象としたタクシーの利用補助の仕組みで、予約には事前の利用登録申請が必要となる。
- ・富士見市内の駅で乗車する場合、専用のタクシー乗場から乗車する。
- ・補助額は利用料金の半額、1回あたり600円が補助の上限で、利用回数の上限は年度内12回。
- ・運行は月曜～土曜の8時30分～17時30分までの間で、委託を受けたタクシー会社に直接電話して予約。

▼富士見市デマンド交通利用案内（一部）

新 富士見市デマンドタクシー

(タクシー補助制度) 新たな制度で運行いたします

令和5年度 令和6年度

運行期間 4/1 ▶▶▶ 3/31

毎日運行(18:00～5:17)※土曜(1) 午前8時30分から午後5時30分まで

利用回数 年度内12回

補助額 利用料金の半額 (10円未満切捨て)

ただし、1運行の上限補助額は600円です

登録できる方

- 富士見市に住民登録があり、下記のいずれかに該当する方
- 70歳以上の方
- 要支援・要介護認定者及び事業対象者
- 障がい等のある方 (ただし、福祉タクシー券の対象者を除きます)
- 妊婦
- 未就学児

有効期間：3年間
ただし、70歳未満の要支援・要介護認定者、事業対象者、障がい等のある方は、有効期間満了の翌年度以降も継続利用が可能です。

利用可能地域

例：①富士見市内 ↔ 富士見市内
②富士見市内 ↔ 富士見市内
※乗車地、降車地のいずれか一方が富士見市内である運行

利用には事前に登録申請が必要

利用方法などの問い合わせは市へ
都市計画課 計画・交通グループ
TEL:049-251-2711 内441・408

① 事前申請

- 登録方法(登録に必要書類を提出し、下記へ提出してください)
- 届出書
- 市役所、各出張所、子ども未来応援センター(経緯のみ)
- (郵便物で提出してください)
- 郵送またはFAX(届出書類の写しを送付) 049-254-0210

② 電話連絡 ※事前予約不可

● 東上ハイヤー係 049-245-7171

● みずほ昭和系 049-221-7771

● 鶴瀬交通 049-251-0377

● ダイヤモンド交通 049-265-3610

● 南みのり交通 049-293-1099

・デマンドタクシーを利用したいこと

・利用者の氏名、ご家族など、行きたいかを電話でお伝えください

③ 乗車お支払い

- ・指定した乗車でお持ちください
- ・乗車時、利用金額を提示してください
- ・降車時、補助額引き後の乗車料金をお支払ください

ご利用上の注意点

●利用には、事前登録が必要です。

事前登録ができる場所

- ① 都市計画課 各出張所(子ども未来応援センター(経緯のみ))
- ※郵送・FAXでの申請は、都市計画課のみ受け付けています。

事前登録申請に必要な届出書類

- 70歳以上の方 氏名、生年月日、現住所が分かるもの
- 要支援・要介護認定者 ①介護保険被保険者証 ②氏名、生年月日、現住所が分かるもの
- 障がい等のある方 障害者手帳もしくは障害者の受給者証 ①母子健康手帳 ②氏名、生年月日、現住所が分かるもの
- 妊婦 ①写しを提出いただく。妊婦の方の氏名、生年月日、現住所が分かるページ
- 未就学児 氏名、生年月日、現住所が分かるもの

●富士見市福祉タクシー券の対象者(下記の方)は除きます。

- ・身体障害者手帳の1級又は2級の障害を有するもの
- ・療育手帳の2又はAの障害を有するもの
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の障がい者有するもの
- 富士見市の福祉タクシー券との併用はできません。

問合せ先／富士見市役所都市整備部 都市計画課 計画・交通グループ
住所：富士見市大字鶴馬1800番地の1 電話：049-251-2711(内線441・408) FAX：049-254-0210

●利用時に、障害者手帳を提示した方は、障がい者割引(割引引き)後のタクシー料金の半額となります。

- ららばーと富士見は障がい者専用となり、乗車はできません。
- 富士見市内3駅(ふじみ野駅・鶴瀬駅・みずほ台駅)東西口にデマンドタクシー専用の乗降場がございます。(乗降設備)
- 富士見市内3駅(ふじみ野駅・鶴瀬駅・みずほ台駅)東西口の通常のタクシー乗降場からは乗車できません。
- 目的地で待機はできませんので、お預りのご利用の際には、再度、運行事業者へ電話連絡をお願いいたします。
- 目的地が団体送迎等であった場合でも、利用料金は発生します。
- 待機しているタクシー及び途中で走っているタクシーに直接乗車することはできません。必ず運行事業者へ電話連絡をしてください。
- 年度内(4/1～3/31)に12回を超える利用はできません。
- 登録された方が乗車する場合、登録されていない方も同乗することができます。
- 登録された方にアンケート調査を行う場合がございます。

【計画目標Ⅰ】だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性⑦ 広域連携による移動手段の維持・確保

■施策の考え方

- 市境付近に居住する住民の中では、和光市駅、志木駅の周辺を生活圏とするケースも見られる。
- 限られた人員で各々の住民を効率的に輸送するため、市内循環バス等を周辺自治体と連携して運行する検討を行う。

■事業効果

- 広域連携によって効率的な運行が可能になり、移動手段の確保がしやすくなる。
- 双方の自治体の財政負担が軽減される。

■具体的な施策

施策⑦-1 周辺自治体と連携した公共交通の運行に向けた検討

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑦-1 周辺自治体と連携した公共交通 の運行に向けた検討	協議・調査・検討 					

■具体的な施策の実施方針

施策⑦-1 周辺自治体と連携した公共交通の運行に向けた検討

（事業主体：朝霞市、周辺自治体）

- 市内循環バスの膝折・溝沼線は新座市及び和光市との市境付近、根岸台線は和光市との市境付近を運行し、宮戸線は一部志木市内に乗り入れているような状況を踏まえ、こうした周辺自治体と定期的に協議する場を設け、自治体が運行するコミュニティバス、デマンド交通について、広域連携することで運行の効率化や公共交通空白地区の解消などに繋がらないか検証を行うとともに、連携のスキームを検討する。

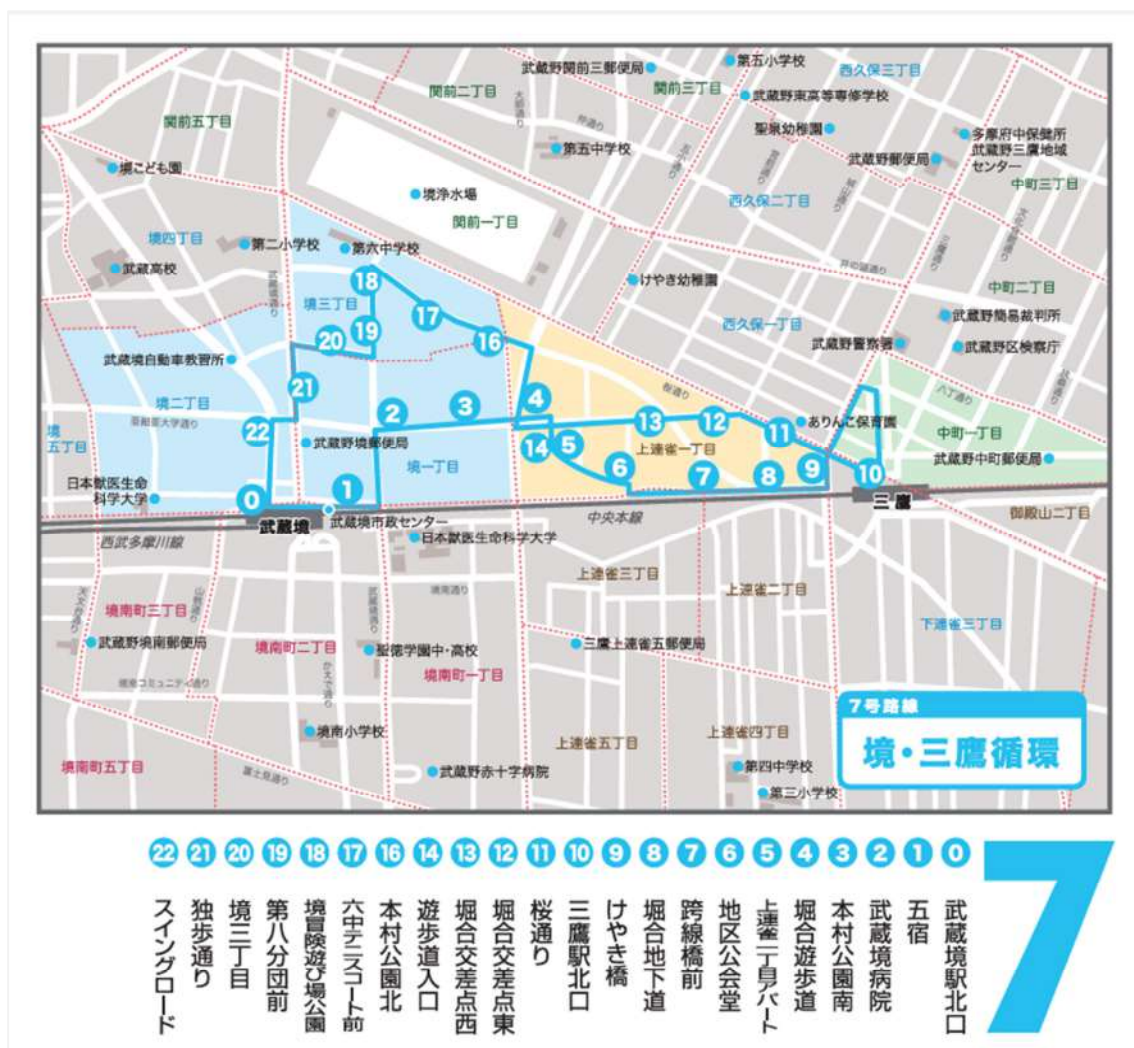
事業主体	実施内容
朝霞市	・協議の場の設定 ・効率的な運行のあり方、広域連携のスキームの検討
周辺自治体	・効率的な運行のあり方、広域連携のスキームの検討

【他市の事例】

(東京都武蔵野市・三鷹市 出典：武蔵野市ホームページを加工作成)

- ・武蔵野市のコミュニティバス「ムーバス」の「境・三鷹循環（7号線）」は三鷹市のコミュニティバス「みたかシティバス」の路線を兼ねた共同運行路線になっている。
- ・この路線は JR 武蔵境駅北口を起終点とした循環路線であり、市街地が両市の市境を跨いで広がっていることから、繰り返し市境を跨ぐような経路で運行している。
- ・この共同運行に向けて、両市と運行事業者である小田急バス株式会社の三者で協定を結び、運行経費の負担等について取り決めている。

▼武蔵野市 ムーバス「境・三鷹循環（7号線）運行経路」



【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑧ 路線バスの維持・確保

■施策の考え方

- 地域間や近隣市町村への移動の利便性の維持のため、路線バス網の維持・確保に取り組む。路線の維持の条件や、必要な支援のあり方を検討するため、交通事業者との協議を定期的に実施する。
- 市内を運行する路線バス事業者が利用できる待機スペースを設けることで回送での運行回数を削減するなど、運行の効率化ができないか検討する。
- 今後、路線バスの廃止等の申し入れがあった場合に備え、どのように対応するか検討するフローを確立する。



■事業効果

- 路線バスの維持・確保により、面的な地域公共交通体系が確保される。

■具体的な施策

施策⑧-1 路線バスの維持・確保への取組

施策⑧-2 駅周辺での待機スペースの確保

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑧-1 路線バスの維持・確保への取組	情報収集・調査・検討					
施策⑧-2 駅周辺での待機スペースの確保	短期的な取り組みの検討・実施					
	中長期的な取り組みの調査・検討					

■具体的な施策の実施方針

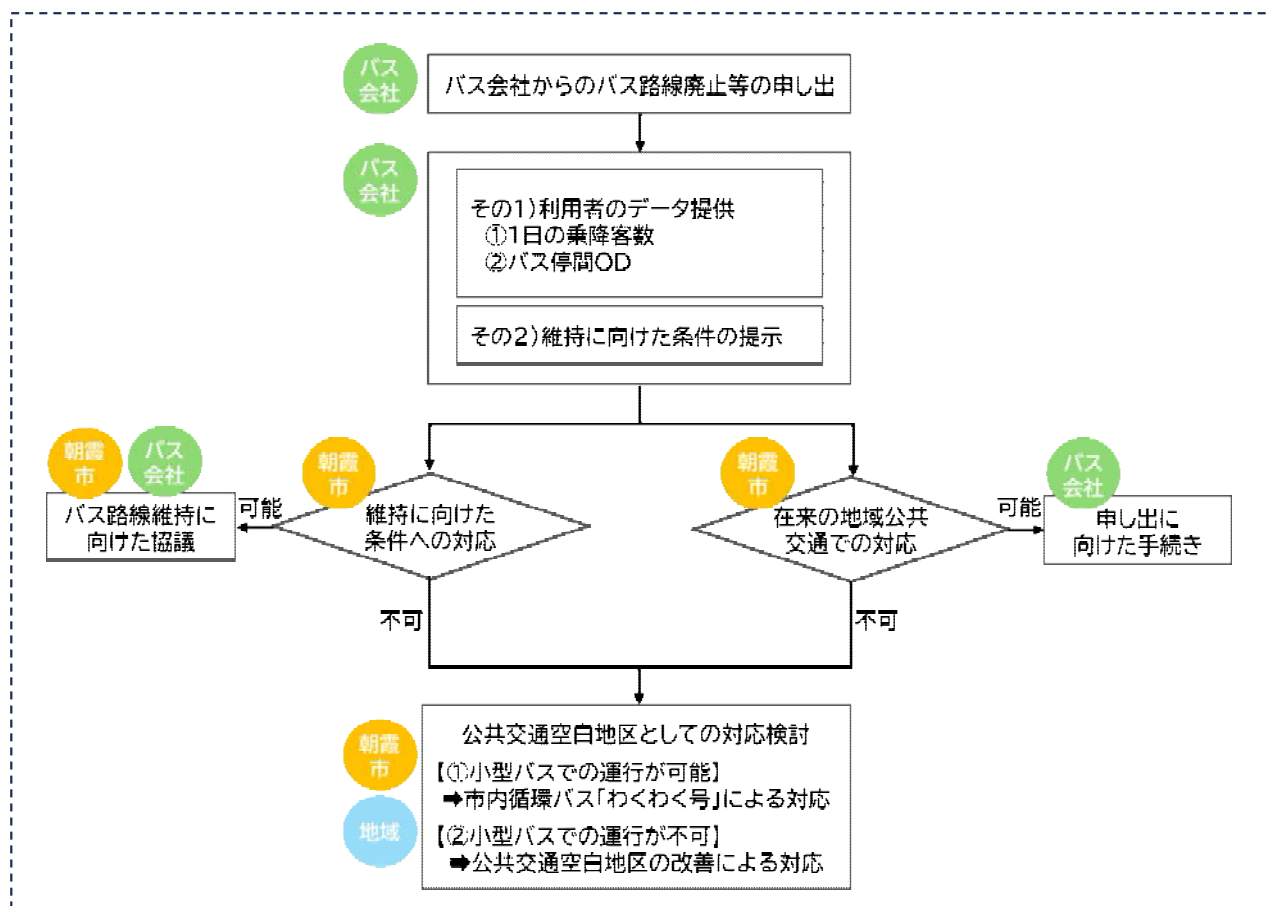
施策⑧-1 路線バスの維持・確保への取組

(事業主体：朝霞市、バス事業者)

- 市内循環バスの運行計画において、路線バスと競合しない運行経路の設定や、路線バスとの運賃格差の是正により、バス交通網の持続性が保たれるようバス事業者と調整を図る。
- 新規路線バスの参入や誘致を促進するため、交通事業者等からの相談に積極的に対応する。
- バス事業者から路線廃止等の相談があった場合、公共交通網の維持・確保に向けて以下のフローに則り代替交通等の検討を行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・バス事業者との調整・協議を積極的に実施する
バス事業者	・朝霞市と調整・協議しながら、維持・確保に努める

▼路線バス事業者からの廃止申し出後の検討フロー



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
路線バスの維持・確保への取組	情報収集・調査・検討					

施策⑧-2 駅周辺での待機スペースの確保

(事業主体：朝霞市、バス事業者)

- 短期的には、朝霞駅南口駅前広場内の運用を見直すことで、一時的に駐停車が可能なスペースが生み出せないか検討を行う。
- 中長期的には、駅周辺に各事業者が共同で利用できる待機スペースを整備できないか検討を行う。
- 機能面や用地の制約などを勘案し、駐車場、操車場、バスターミナル等の整備形態の中から適切なあり方を検討する。

▼朝霞市民会館の滞留空間を備えたバス停



事業主体	実施内容
朝霞市	・整備のあり方の調査・検討、・事業者との調整、・用地の確保、整備
バス事業者	・整備のあり方の検討に向けた朝霞市との意見交換

【他市の事例】

(神奈川県相模原市 出典：国土交通省 総合交通メールマガジン第121号)

- ・神奈川県相模原市では、鉄道駅のない田名地区における公共交通の充実を求める要望に対応するため、バスやの乗り場・降り場や待機スペース、タクシー乗り場、駐輪場、待合室などを備えた「田名バスターミナル」を市で自ら費用負担して整備し、平成26(2014)年より供用開始している。
- ・ターミナルの整備により、長大路線の分割が可能になり、運行の効率化や定時性の向上が実現、他に各方面へのアクセス性の向上、利用者の増加などの効果が得られた。

(神奈川県綾瀬市)

- ・市内に鉄道駅の無い神奈川県綾瀬市では、市役所の敷地内にロータリーが設けられ、路線バス、コミュニティバス、高速バス、タクシーが乗り入れるほか、シェアサイクルポート、駐輪場、来庁者向けの駐車場が設けられた市の中心的な交通結節点となっており、ロータリー内でバスが時間調整を行うことが可能である

▼相模原市 田名バスターミナル



▼綾瀬市役所のバスロータリー



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
駅周辺での待機スペースの確保	短期的な取り組み の検討・実施					
	中長期的な取り組みの調査・検討					

方向性⑨ 市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し

■施策の考え方

- 市内循環バスは、路線バスを補完し面的な需要をカバーする地域公共交通として欠かせないものとなっているが、令和6（2024）年に運転手不足による減便、内間木線の運行からのバス事業者の撤退などの事態が生じている。
- 利用者のニーズに応じた運行サービスの向上を図り、収支の改善に努めるとともに、路線バスの動向に応じて初乗り運賃の改定を行う。



■事業効果

- ダイヤ変更やルート見直し等による、市内循環バスの利便性向上及び利用促進が期待される。
- 危険なバス停の改善により、運行の安全性が向上する。

■具体的な施策

施策⑨－１ 利用実態に応じた運行計画の見直し

施策⑨－２ 利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分

施策⑨－３ 路線バス初乗り運賃と均衡の取れた運賃の検討

施策⑨－４ 地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑨－１ 利用実態に応じた運行計画の見直し						
	調査・検討・実施					
施策⑨－２ 利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分						
	検討・実施					
施策⑨－３ 路線バス初乗り運賃と均衡の取れた運賃の検討						
	情報収集・検討・（必要に応じ）実施					
施策⑨－４ 地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討						
	情報収集・検討・（必要に応じ）実施					

■具体的な施策の実施方針

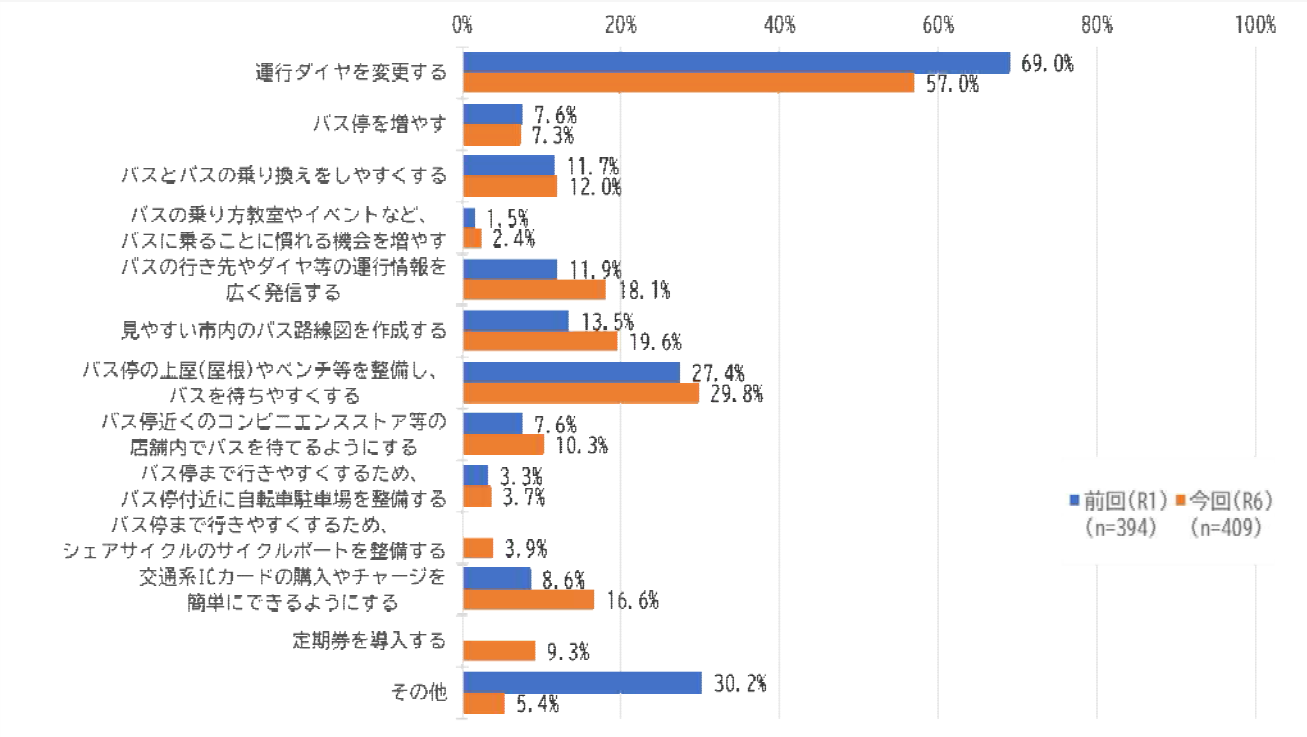
施策⑨-1 利用実態に応じた運行計画の見直し

(事業主体：朝霞市、運行事業者)

- 令和6(2024)年の運行計画見直し後の利用実態の変化や、今後路線バスの減便・廃止等があった場合にその影響なども踏まえながら、必要に応じて運行計画の見直しを検討する。
- 運行の見直しに際しては、市内循環バスの利用者や市民へのアンケート調査結果、市内循環バスの利用状況をもとに、利用者のニーズを適切に反映させる。

事業主体	実施内容
朝霞市	・利用実態に応じ運行計画を検討する
バス事業者	・朝霞市と調整・協議しながら、運行計画の見直し支援 ・運行管理

利用を増やすために必要な取り組み 市内循環バス利用者アンケート調査
(令和元(2019)年11月、令和6(2024)年10月)



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
利用実態に応じた運行計画の見直し	調査・検討・実施					

施策⑨-2 利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分

(事業主体：朝霞市、運行事業者)

- 交差点の近くや坂道にある危険なバス停※、市民からの設置要望が多い箇所のバス停、バス停の利用状況、道路状況等を踏まえ、新たなバス停設置や現行のバス停の位置を再検討するなど、バス停の再配分を実施する。

事業主体	実施内容
朝霞市	・利用者のニーズや現況のバス停位置を把握し、再配分を検討
バス事業者	・朝霞市と調整・協議しながら、バス停位置の検討

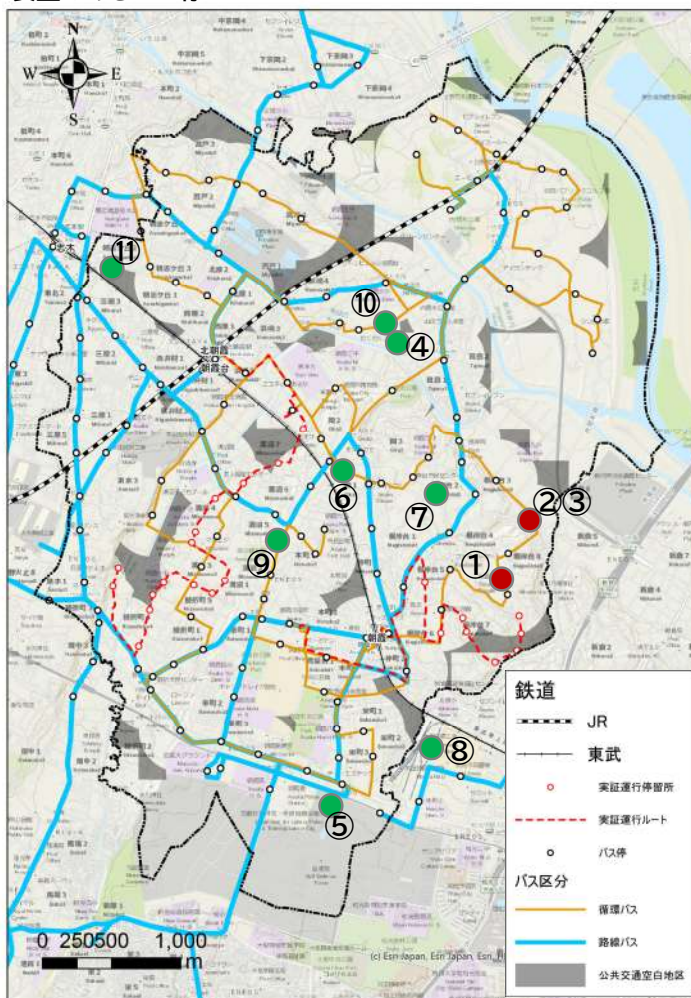
【再検討が必要な箇所（案）】

図面番号	対策未実施の「危険なバス停」
①	根岸台保育園（朝霞市役所方向）
②	根岸台4丁目（わくわくどーむ方向）
③	根岸台4丁目（朝霞市役所方向）

図面番号	市民からの要望箇所
④	第二朝霞聖地霊園
⑤	陸上自衛隊広報センター

図面番号	市内循環バス利用者アンケートにおける要望箇所
⑥	岡二丁目～岡一丁目東の間
⑦	根岸台市民センター
⑧	本田技研工業の前（和光市）
⑨	本町一丁目～滝の根公園の間
⑩	わくわくどーむ～内間木支所の間
⑪	朝志ヶ丘一丁目の志木市との境界付近

▼要望のあるバス停



●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
利用状況や道路状況を踏まえたバス停の再配分	検討・実施					

施策⑨-3 路線バス初乗り運賃と均衡の取れた運賃の検討

(事業主体：朝霞市、運行事業者)

- 現行の市内循環バスは、運賃 180 円（小児 90 円）で運行しており、これは令和 6(2024)年に路線バスの初乗り運賃 180 円（小児 90 円）との均衡を図って 150 円（小児 80 円）から改定したものである。
- 現在、市内を運行する路線バスの初乗り運賃は事業者ごとに異なり、最も安い西武バスでは 180 円となっている。
- 路線バス沿線と市内循環バス沿線での運賃格差が生じないように均衡を図るため、また市内循環バスの持続可能な運行のため、路線バス運賃の改定を注視しながら、適宜改定を行う。

事業主体	実施内容
朝霞市	・バス事業者と調整・協議しながら、運賃の見直しを行い、利用者への周知を図る
バス事業者	・朝霞市と調整・協議しながら、情報共有を図る

【現在の路線バスの初乗り運賃】

事業者	初乗り運賃	備考
国際興業	220 円（小児 110 円）	令和 7(2025)年 4 月改定
西武バス	180 円（小児 90 円）	
東武バスウエスト	200 円（小児 100 円）	令和 5(2023)年 7 月改定

【他市の事例】

(千葉県習志野市 出典：習志野市ホームページ)

- ・コミュニティバスの運賃が、路線バスのように距離によって変化する対距離制運賃を採用（IC カード払いの大人運賃の場合 157 円・210 円・310 円・360 円に変化）

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

京成津田沼駅～海浜公園方面のバス路線図

● 京成津田沼駅北口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口
● 京成津田沼駅南口
● 京成津田沼駅西口
● 京成津田沼駅東口

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
路線バス初乗り運賃と均衡の取れた運賃の検討						

施策⑨-4 地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討

（事業主体：朝霞市、民間事業者）

- 公共交通空白地区の対応の1つとして、地域組織が検討した有償運行の実現に、関係者との合意形成や道路整備により時間を要する場合は、代替案として民間送迎バスの活用を検討する。
- 市内循環バスの運行を乗合交通の事業者のみで賄いきれなくなった場合に、民間送迎バスを活用し、部分的に補完することを検討する。
- 自動運転システムの実現等、昨今の動向を踏まえ、多様な交通手段の確保について、他市の事例等情報収集に努める。

事業主体	実施内容
朝霞市	・対応が可能な民間事業者や、運行形態の整理 ・民間事業者と協議・調整を行い、民間送迎バスの活用を検討
民間事業者	・朝霞市と協議・調整・運行管理

【他市の事例】

（千葉県松戸市）

- ・千葉県松戸市では、高齢者の外出支援を目的にしながら、だれもが利用でき、運賃は無料の自家用無償運行を実施。車両は市が購入した時速 20 km/h 未満で公道を走ることができる電動車（グリーンスローモビリティ）を活用し、地域のボランティアが運行している。小型バスのような車両であるが、車幅がミラーを除くと 1.5m であり、狭い道幅にも運行が可能。



（その他の事例）

市町村：事業名	対象	内容
埼玉県ときがわ町：公共ライドシェア※によるバス路線の維持	規定なし	運転手不足により維持が困難となった民間路線バスの代替手段として、公共ライドシェア（事業者協力型自家用有償旅客運送制度）を活用し、バス事業者の運行管理のもと、二種免許を持たないドライバーが運転する町営バスという形で路線を維持
千葉県船橋市：高齢者支援協力バス事業	65 歳以上の市民	老人福祉センターが有する送迎バスの空き時間を利用し、高齢者等を対象に医療センターへの送迎、交通不便地域の移動を支援
千葉県我孫子市：送迎バスの空席を活用した高齢者等の外出を応援	65 歳以上の市民、身体に障害のある方	自動車教習所や病院、大学、市の福祉施設への送迎バスの空席を活用して、高齢者や障がい者の外出を支援
高知県香南市：スクールバスへの一般利用者の混乗化、空き時間の市営バスとしての活用	規定なし（18 歳未満、18 歳以上の高等学校在籍者は無料）	スクールバスの一部の便には、一般利用者也乗車できる混乗方式を導入。また登下校時間帯以外の空き時間は市営バス（コミュニティバス）として運行

●スケジュール

施策	2026	2027	2028	2029	2030	2031 年度以降
地域の交通資源（民間送迎バスなど）を含めた多様な交通手段の検討	情報収集・検討・（必要に応じ）実施					

【計画目標Ⅱ】市民・行政・交通事業者等と一体となった持続可能な地域公共交通の実現

方向性⑩ バス待ち環境の充実

■施策の考え方

- 停留所には上屋やベンチの設置は令和元(2019)年の市民アンケートにおいて要望が多く、令和5(2023)年から令和6(2024)年にかけて3箇所のバス停にベンチの設置を行っており、継続的に整備を進める。
- バス待ち環境の整備には導入コストや維持管理のコストが想定されることや、道路幅員等の物理的な要因による設置が困難な場所もあることから、現状を調査し、交通結節点や医療機関、商業施設、公共施設等の利用状況等を踏まえながら、整備箇所を整理する。
- 併せて、民間・公共施設を活用したバス待ちスポットの創設やベンチ設置費用の一部の寄附を募り、設置することで利用者や地域住民の休憩施設としても有効活用する。

■事業効果

- 市民からの要望が高く、利用促進が期待される。特に到着時刻が不安定なバス停においては、バス待ちによる不満を和らげる効果が期待される。
- 買い物や公共施設の催し物の情報収集などバス利用者やバス待ち環境の提供者にも有益となることや、市民にとって愛着のある場所を創設されることにもつながる。

■具体的な施策

施策⑩-1 上屋、ベンチ等の設置箇所の抽出と整備検討

施策⑩-2 バス待ち環境の充実に向けた財政面の工夫

施策⑩-3 「バスまちスポット」「まち愛スポット」の啓発活動の継続

■実施スケジュール（総括）

施策	短期（本計画期間：5年以内）					中期
	2026	2027	2028	2029	2030	2031年度以降
施策⑩-1 上屋、ベンチ等の設置箇所の抽出と整備検討	整備箇所抽出・実施					
施策⑩-2 バス待ち環境の充実に向けた財政面の工夫	手法の検討・実施箇所抽出・実施					
施策⑩-3 「バスまちスポット」「まち愛スポット」の啓発活動の継続	情報収集・検討・実施					